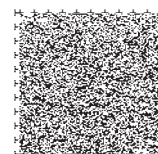

目黒区障害者計画
(第7期目黒区障害福祉計画)
(第3期目黒区障害児福祉計画)
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
計画案

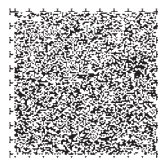
令和6(2024)年2月
目黒区

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が右ページの右下、左ページの左下に印刷されています。
スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 計画の推進 | 5 |
| 第2章 区の障害福祉を取り巻く環境 | 7 |
| 1 障害に関する手帳所持者数の推移 | 7 |
| 2 障害者計画策定に関する調査の概要 | 10 |
| 3 障害者計画策定に関するヒアリングの概要 | 17 |
| 第3章 基本的な考え方 | 19 |
| 1 基本理念 | 19 |
| 2 基本方針 | 20 |
| 3 基本目標 | 21 |
| 4 施策の推進 | 21 |
| 5 計画の体系 | 22 |
| 第4章 課題別事業計画 | 24 |
| 基本目標1 安心して暮らせる地域社会の実現 | 25 |
| 基本目標2 自分らしい生活ができる環境整備の推進 | 45 |
| 基本目標3 ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実 | 57 |
| 第5章 第7期目黒区障害福祉計画 | 69 |
| 1 令和8年度における成果目標 | 69 |
| 2 必要なサービス見込量（1か月あたり） | 73 |
| 3 サービス確保のための方策 | 81 |
| 4 地域生活支援事業の必要な見込量 | 84 |
| 第6章 第3期目黒区障害児福祉計画 | 89 |
| 1 令和8年度における成果目標 | 89 |
| 2 必要なサービス見込量（1か月あたり） | 90 |
| 3 サービス確保のための方策 | 92 |
| 資料 | 93 |
| 1 目黒区障害者計画改定経過 | 93 |
| 2 用語解説（本文に*を付けた用語について解説しています） | 97 |



第1章 計画の概要

1

計画策定の背景

計画策定の背景

区では、令和3年3月に、「目黒区障害者計画（第6期目黒区障害福祉計画・第2期目黒区障害児福祉計画）令和3年度～令和5年度」を策定し、障害福祉施策を総合的・体系的に推進してきました。

この間、国においては、障害者総合支援法や児童福祉法の改正をはじめ、障害者情報アクセシビリティ *・コミュニケーション施策推進法や医療的ケア * 児及びその家族に対する支援に関する法律が制定されました。東京都においては「東京都手話言語条例」が制定されるなど、障害児者に係る重要な法令等の整備が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や引き続き物価高騰などによる社会生活への影響もあり、障害のある人の多様化・複雑化するニーズに的確に対応していくことが必要です。

こうした背景のもと、障害者計画策定に関する調査結果、目黒区地域福祉審議会の答申及び目黒区障害者自立支援協議会の意見等を踏まえて、第7期目黒区障害福祉計画・第3期目黒区障害児福祉計画を含む、目黒区障害者計画を策定します。

法令改正等の動き

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）【新規】

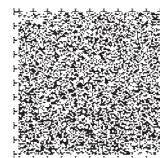
障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、平成30年6月に公布、施行されました。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー * 法）【新規】

視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に公布、施行されました。

聴覚障害者による電話の利用の円滑化に関する法律【新規】

聴覚障害のある人等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの制度の創設等の措置により、聴覚障害のある人等による電話の利用の円滑化を図ることを目的として、令和2年6月に公布、同年12月に施行されました。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）【改正】

これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていた「合理的配慮 * の提供」について、改正法により、事業者も義務化されることとなり、令和6年4月から施行されます。東京都については、平成30年10月に制定した東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例により、法改正に先立ち義務化されています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）【新規】

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止を目的として、令和3年6月に公布、同年9月に施行されました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）【新規】

全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会 * の実現に資することを目的として、令和4年5月に公布、施行されました。

東京都手話言語条例【新規】

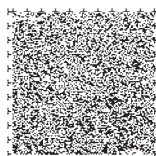
手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、令和4年9月に施行されました。

児童福祉法等の一部を改正する法律【改正】

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童発達支援センター * の役割の明確化、機能強化等が規定され、令和4年6月に公布、令和6年4月から施行されます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律【改正】

障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害のある人や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すため、令和4年12月に公布されました。



障害者基本計画（第5次）

共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁 * を除去するための障害者施策の基本的な方向が定められています。政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、令和5年3月に策定されました。

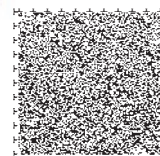
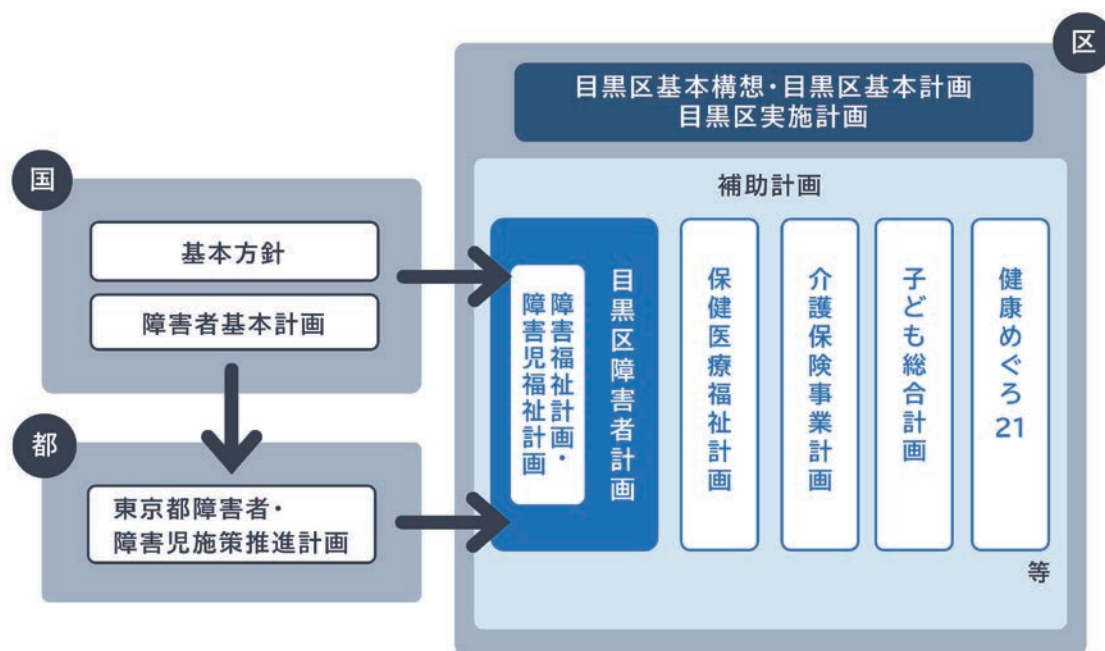
2

計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」に位置付けており、目黒区における障害福祉施策を総合的・体系的に推進していくため、これらを一体的に策定するものです。

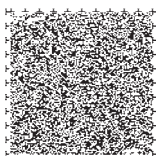
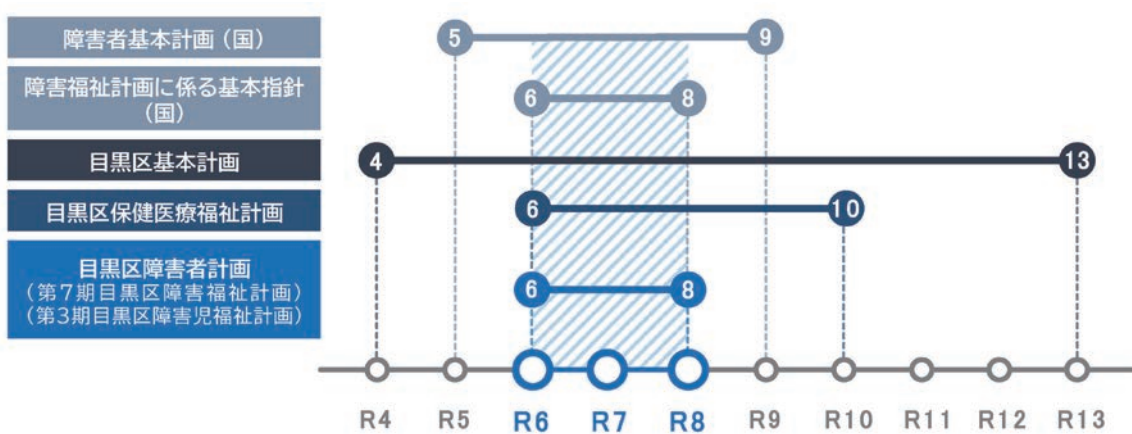
- 障害者計画（第1章から第4章）
障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、障害福祉施策に関する理念や、区の現状と課題を踏まえた障害のある人に関する具体的な取組を示しています。
- 障害福祉計画・障害児福祉計画（第5章から第6章）
国の基本指針 * に基づき、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制を確保するための基本的事項等を定める、障害福祉サービスに関する実施計画です。

本計画は、目黒区基本計画の補助計画であり、目黒区保健医療福祉計画等の関連する計画との整合を図っています。



本計画は、令和6年度～令和8年度の3年間を計画期間とします。

なお、この計画の具体化は目黒区実施計画及び各年度の予算によるものとします。



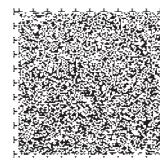
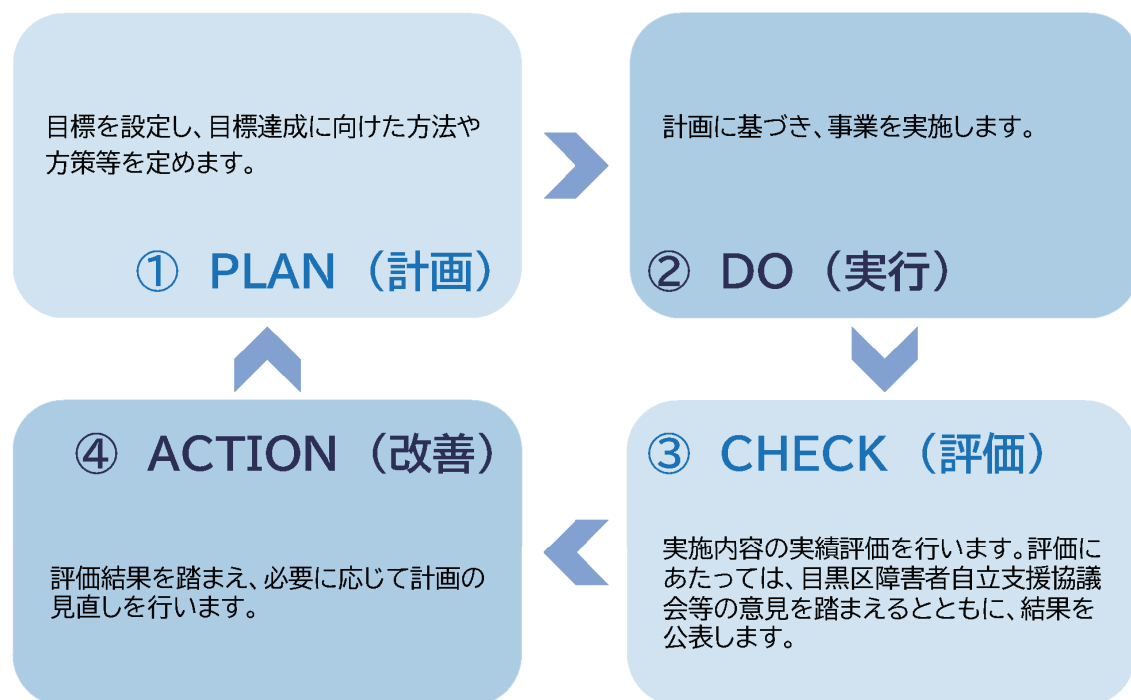
総合的な障害福祉施策の推進

本計画に掲げる目標の実現、サービス基盤の確保のため、福祉部門と他の部門との連携をより深めながら、それぞれの担当部局が障害福祉施策を推進します。また、障害のある人の地域生活への支援や、希望する暮らしの実現のために、行政のみならず、地域福祉審議会や障害者自立支援協議会等の場において、地域における障害福祉に関するネットワークの連携強化により一層努めるとともに、区民の参加と理解・協力を得て、障害福祉施策を総合的に推進します。

また、障害・高齢・子ども・生活困窮など様々な分野にわたる複合的な課題に対応するため、包括的な支援体制の充実を図り、地域包括支援センター * 等との連携を強化します。

計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、各取組における実績の把握と分析評価、課題を踏まえた見直しを行い、PDCA * サイクルによる進行管理を行います。評価の結果は公表し、区民や関係者の理解と協力を得ながら、計画を着実に進めていきます。



国・都・他自治体との連携

事業実施においては、関係機関との連携を深め、国、都、区の適切な役割分担をしながら施策を推進します。また、国、都の役割に関して、必要に応じて要望を行うとともに、情報交換を通じて他自治体との連携を深めます。

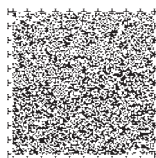
計画とSDGs

SDGs * (エス・ディー・ジーズ: Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年、国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。

令和12年を目標の達成年限として、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成されています。

SDGsの「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す障害福祉の理念（基本的な考え方）の実現につながるものです。

また、本計画の基本理念や基本目標は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、SDGsが示す各目標とも共通するものです。



第2章 区の障害福祉を取り巻く環境

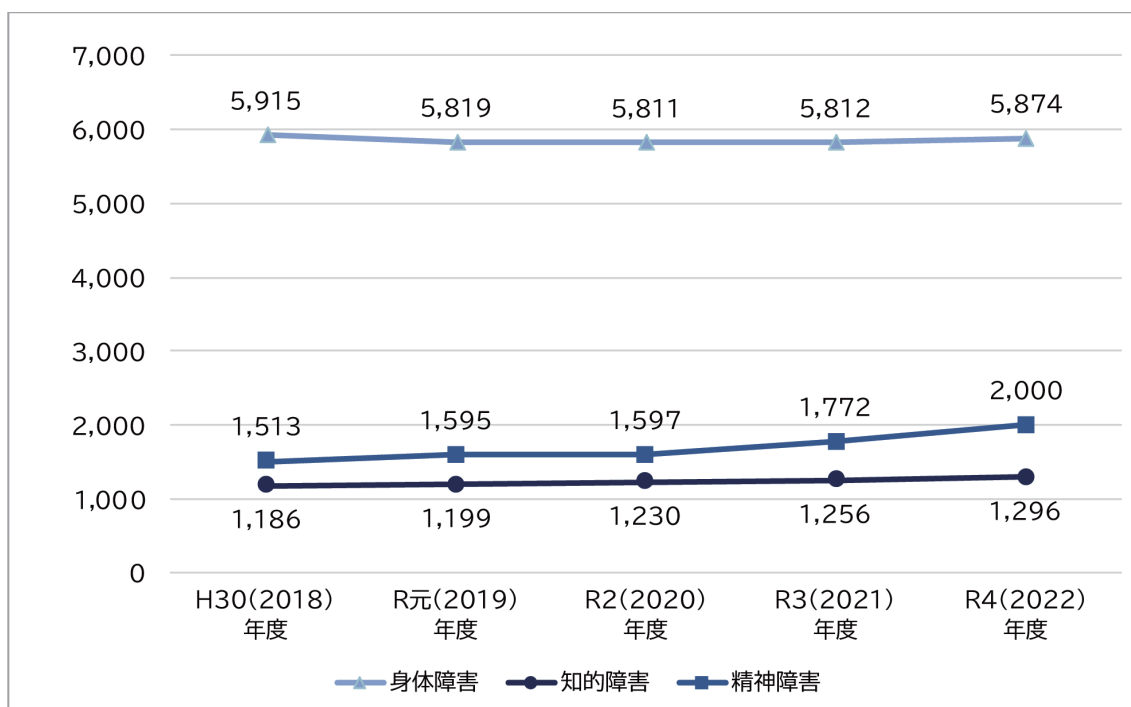
1

障害に関する手帳所持者数等の推移

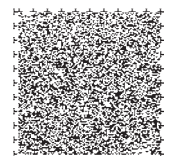
令和4年度末時点の障害に関する手帳所持者数の合計は9,170人となっています。

障害別では、身体障害者手帳所持者数は5,874人となっており、障害に関する手帳所持者数全体に占める割合は64.1%で最多となっています。次いで、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,000人（全体に占める割合21.8%）、愛の手帳所持者数は1,296人（全体に占める割合14.1%）となっています。

障害種別ごとの手帳所持者数

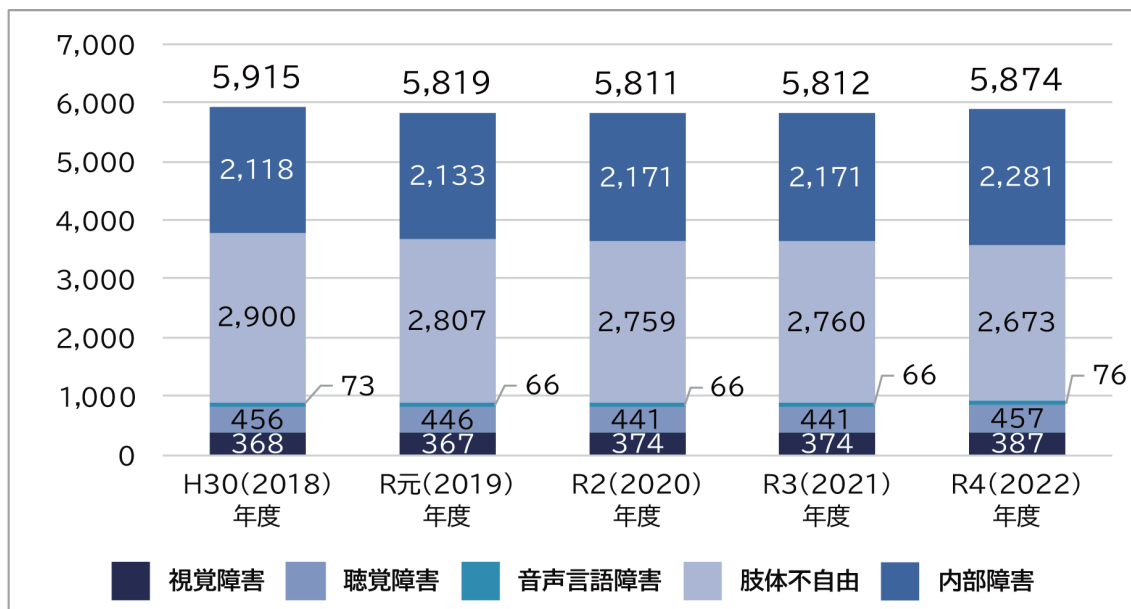


(※) 各年度末時点
(※) 単位：人
出典：目黒区の健康福祉



身体障害者手帳所持者数

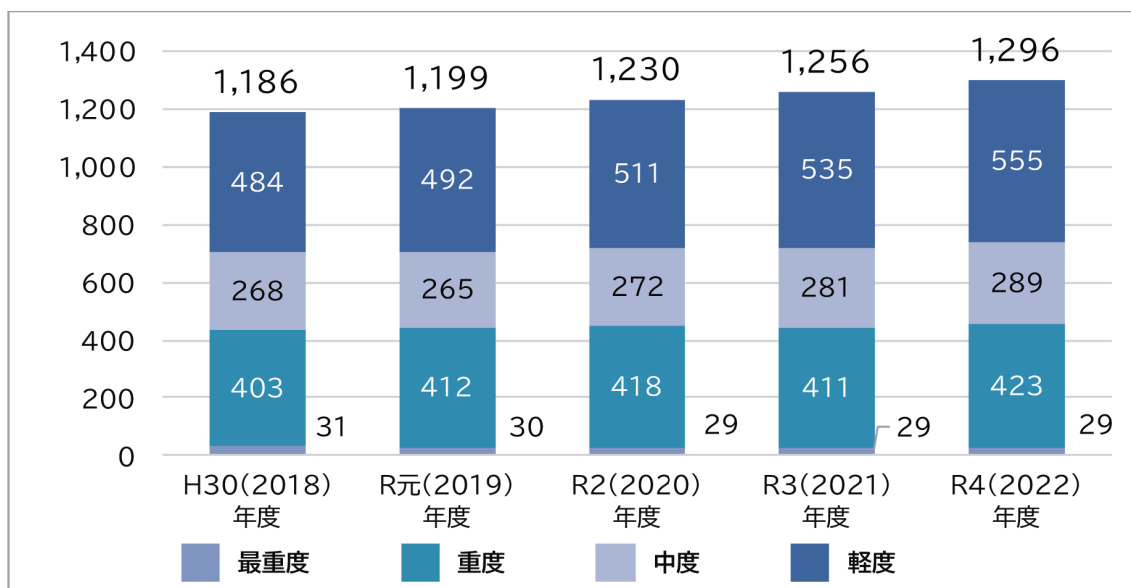
- ・ 身体障害者手帳所持者数は 5,900 人前後で推移しており、平成 30 年度から大きな変化はありません。
- ・ 部位別にみると、平成 30 年度から令和 4 年度までのいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」が多くなっています。
- ・ 部位別の割合でみると、令和 4 年度において「肢体不自由」が 45.5%、「内部障害」が 38.8%を占めています。



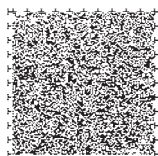
(※) 各年度末時点
(※) 単位：人
出典：目黒区の健康福祉

愛の手帳所持者数

- ・ 愛の手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 30年度から令和4年度にかけて 110人(9.3%)増加しています。
- ・ 障害の程度別にみると、平成 30年度から4年度までのいずれにおいても、「軽度」が最も多く、平成 30年度から令和4年度にかけて 71人(14.7%)増加しています。

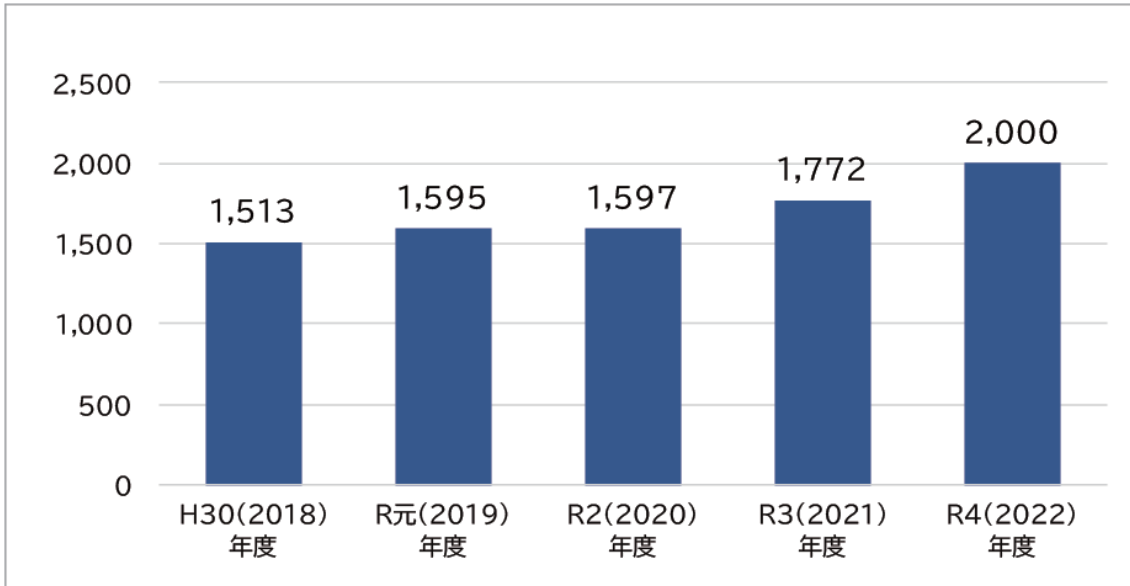


(※) 各年度末時点
(※) 単位：人
出典：目黒区の健康福祉



精神障害者保健福祉手帳所持者数

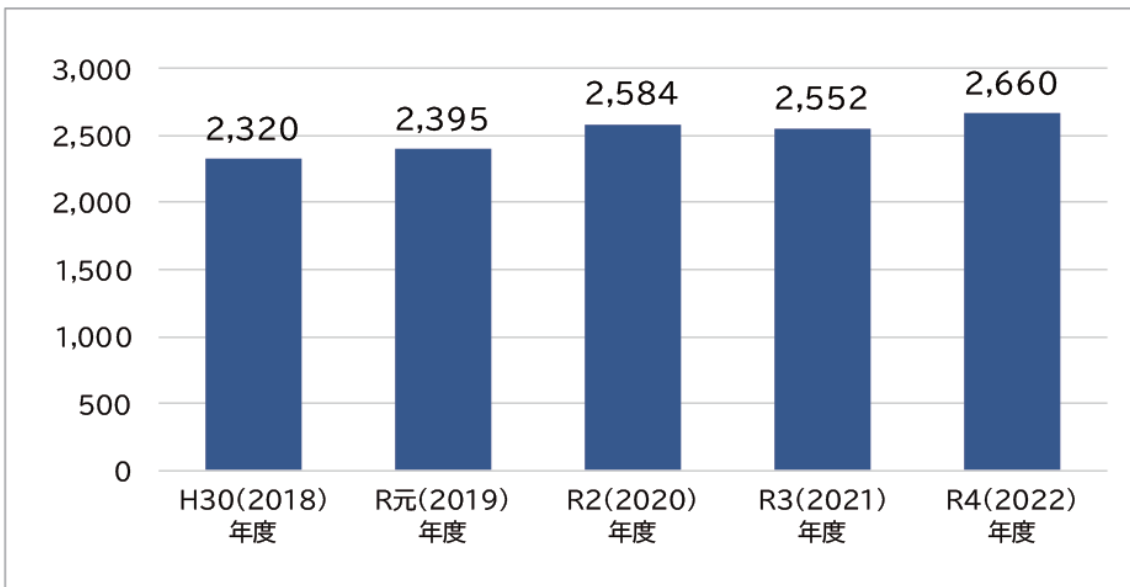
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて487人（32.2%）増加しています。特に令和2年度からの増加傾向が著しく、令和4年度までで403人（25.2%）増加しています。



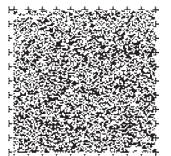
(※) 各年度末時点
(※) 単位：人
出典：目黒区の健康福祉

特殊疾病（難病）の医療費助成認定件数

- 特殊疾病（難病）の医療費助成認定件数は、指定難病追加等の制度変更があるため、単純比較はできませんが、平成30年度と令和4年度を比較すると、340人（14.7%）増加しています。



(※) 各年度末時点
(※) 単位：件数
(※) 国及び東京都の医療費助成件数（小児慢性疾患を除く）
出典：目黒区の健康福祉



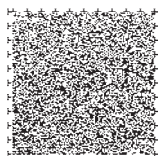
調査の目的

新たな「目黒区障害者計画」を策定するにあたり、障害に関する手帳をお持ちの方及び難病患者の方、発達に関する不安や障害のあるお子さまの保護者の方の生活の様子や将来の希望などを把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査の方法と回収状況

- ・ 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び難病患者、児童の保護者について、無作為抽出（50%）した対象者に調査票を郵送しました。
- ・ 調査票は郵送またはインターネットにより回収しました。

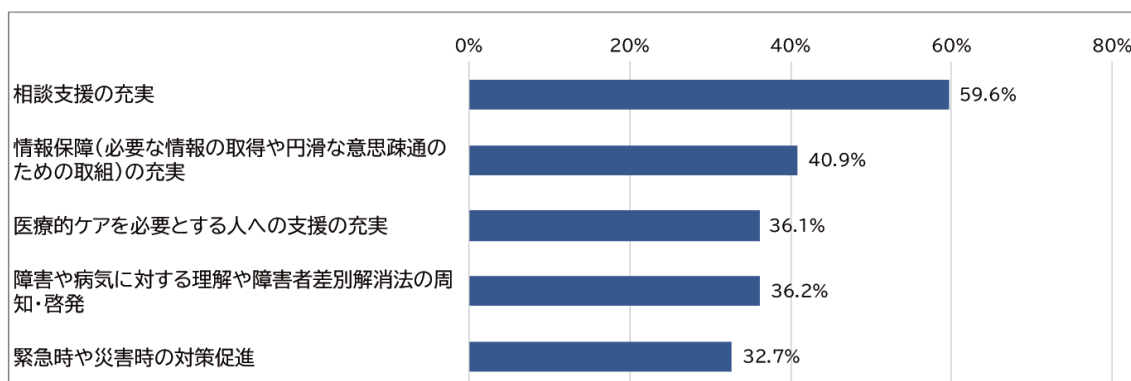
| | | 身体障害のある人 | 知的障害のある人 | 精神障害のある人 | 難病患者 | 児童の保護者 | 合計 |
|------------|---------|---------------|----------|----------|-------|--------|-------|
| 調査地域 | | 目黒区内（施設入所者含む） | | | | | |
| 調査方法 | | 郵送配付・回収 | | | | | |
| | | インターネット | | | | | |
| 調査期間 | | 令和4年9月～10月 | | | | | |
| 調査対象（a） | | 1,408 | 371 | 768 | 319 | 426 | 3,292 |
| 有効回収数（b） | 調査票 | 633 | 202 | 259 | 147 | 141 | 1,382 |
| | 割合 | 86.1% | 92.7% | 75.7% | 82.6% | 66.2% | 82.0% |
| | インターネット | 102 | 16 | 83 | 31 | 72 | 304 |
| | 割合 | 13.9% | 7.3% | 24.3% | 17.4% | 33.8% | 18.0% |
| | 計 | 735 | 218 | 342 | 178 | 213 | 1,686 |
| 有効回収率（b/a） | | 52.2% | 58.8% | 44.5% | 55.8% | 50.0% | 51.2% |



障害のある人向けアンケート結果

● 障害のある方が、必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送るために、重要と思う取組（上位5項目）

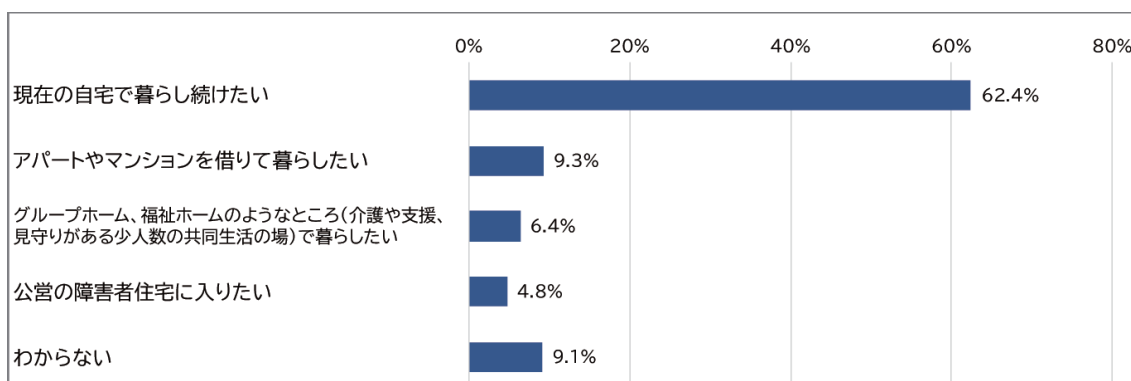
- ・ 「相談支援の充実」が最も高く59.6%となっています。
- ・ 障害別では身体障害・精神障害・難病において「相談支援の充実」が最も高くなっており、知的障害では「グループホーム * など地域での生活の場の整備」が最も高くなっています。



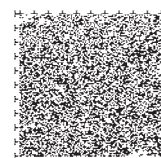
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

● 将来希望する暮らし方（上位5項目）

- ・ 「現在の自宅で暮らし続けたい」が最も高く62.4%となっています。
- ・ 障害別にみても、すべての障害で「現在の自宅で暮らし続けたい」が最も高くなっています。



出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書



● 差別されたと感じた割合

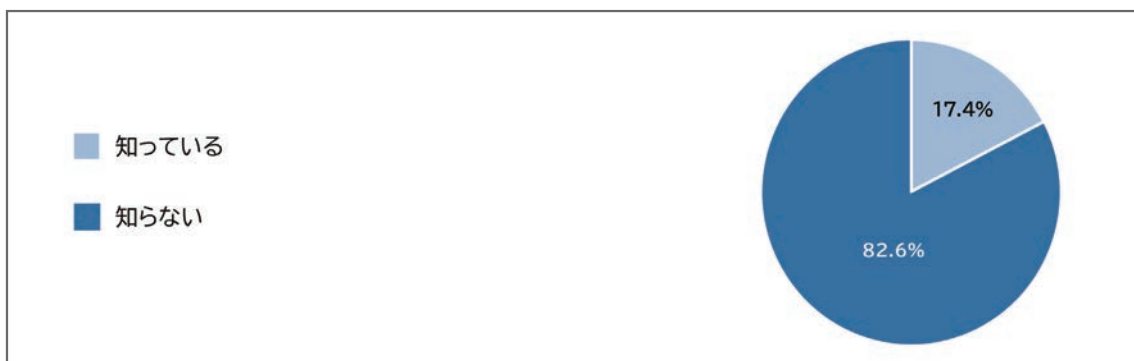
・「されたことはない」が最も高く66.1%となっており、次いで「わからない」が19.5%となっています。



出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

● 「障害者虐待防止センター」の認知度

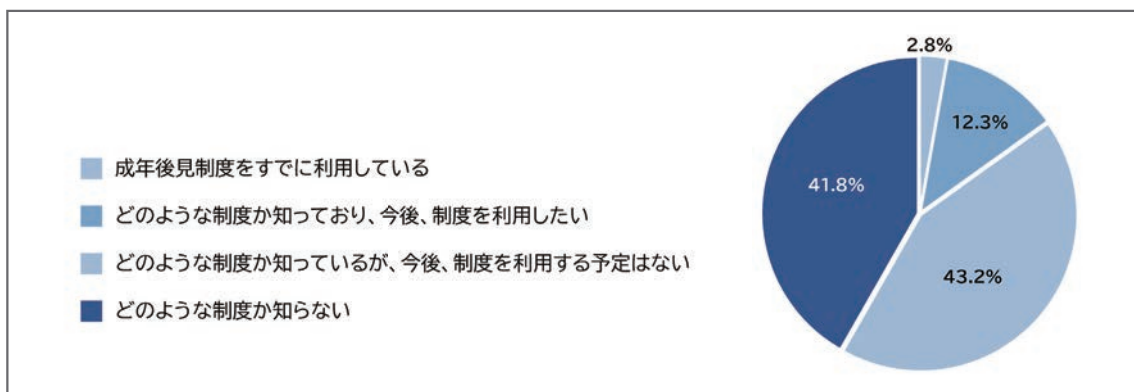
・「障害者虐待防止センター」に相談や通報ができることを「知らない」が82.6%となっており、「知っている」の17.4%を大きく上回っています。



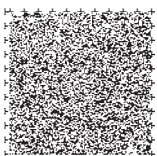
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

● 「成年後見制度 *」の認知度及び利用意向

・「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が最も高く43.2%となっており、次いで「どのような制度か知らない」が41.8%となっています。

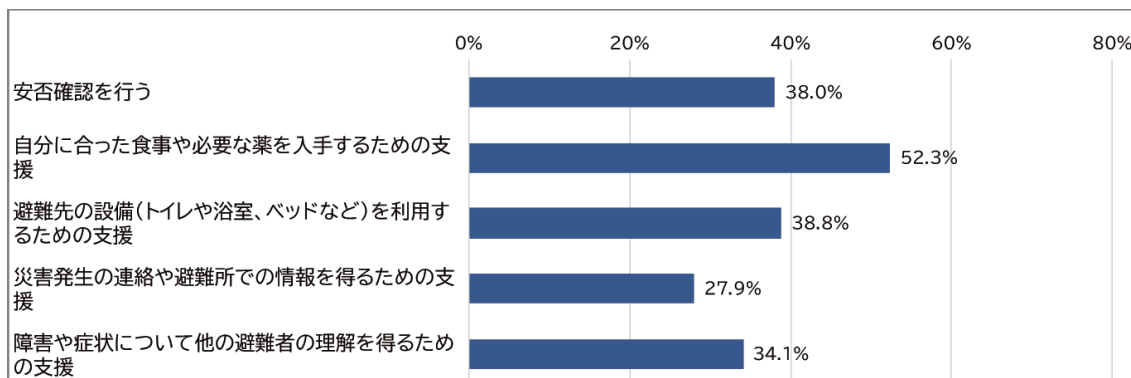


出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書



● 災害発生時や避難所での生活において必要な支援（上位5項目）

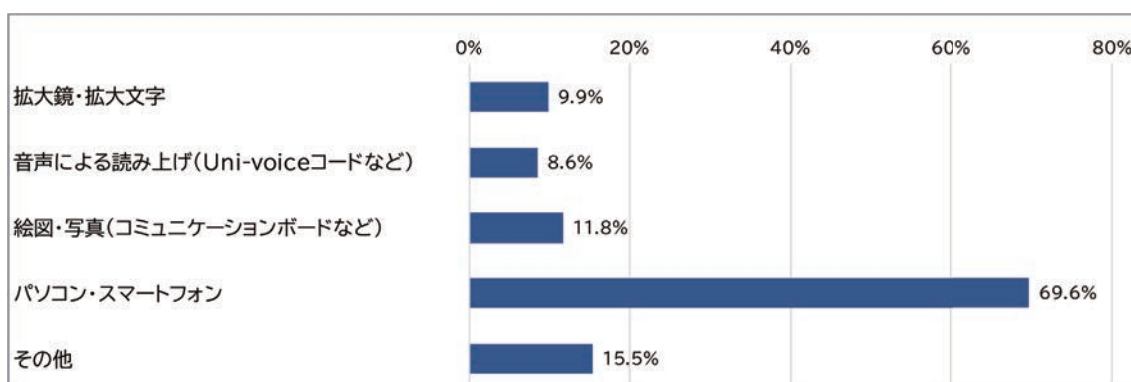
- ・ 「自分にあった食事や必要な薬を入手するための支援」が最も高く 52.3%となっています。
- ・ 障害別では身体障害・精神障害・難病において「自分にあった食事や必要な薬を入手するための支援」が最も高くなっており、知的障害では「障害や症状について他の避難者の理解を得るための支援」が最も高くなっています。



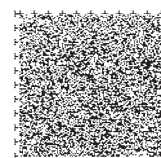
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

● 情報発信や情報取得に当たり適した方法（上位5項目）

- ・ 「パソコン・スマートフォン」が最も高く 69.6%となっています。
- ・ 障害別では身体障害・精神障害・難病において「パソコン・スマートフォン」が最も高くなっており、知的障害では「絵図・写真（コミュニケーションボードなど）」が最も高くなっています。
- ・ その他としては、主に「会話・ゆっくり分かるような説明」「介助者を通じて」という趣旨の内容が記載されています。

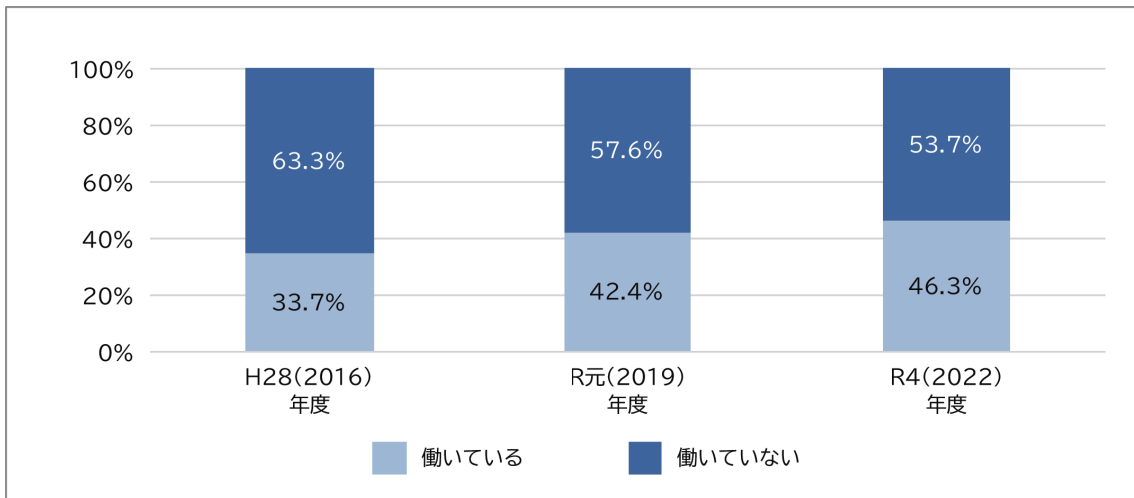


出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書



● 就労状況

- ・ 令和4年度において「働いている」人は46.3%となっており、障害別では知的障害、難病の半数以上が「働いている」と回答しています。
- ・ 「働いている」人は平成28年度の33.7%と比較して12.6ポイント増加しています。

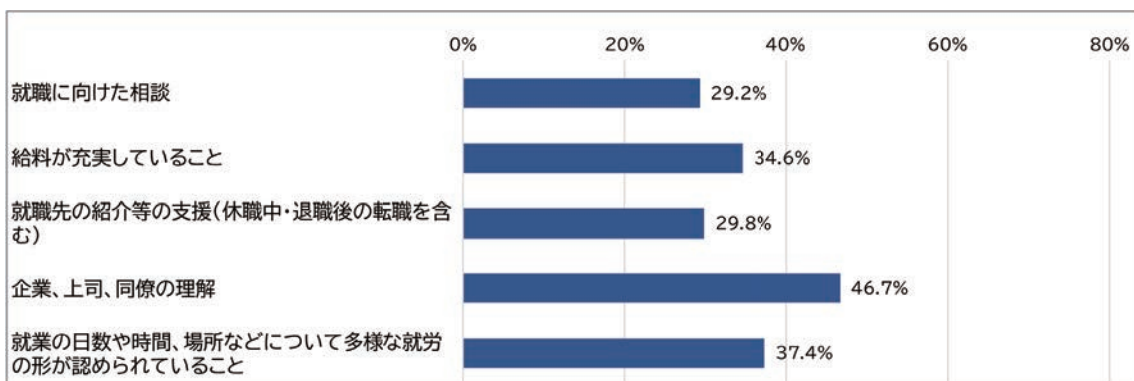


(※) 調査結果は、四捨五入による算出等により、合計は必ずしも100%にならない場合があります。

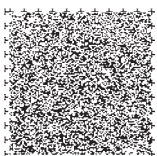
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

● 企業などで働くために重要と思うこと（上位5項目）

- ・ 「企業、上司、同僚の理解」が最も高く46.7%となっています。
- ・ 障害別にみても、すべての障害で「企業、上司、同僚の理解」が最も高くなっています。



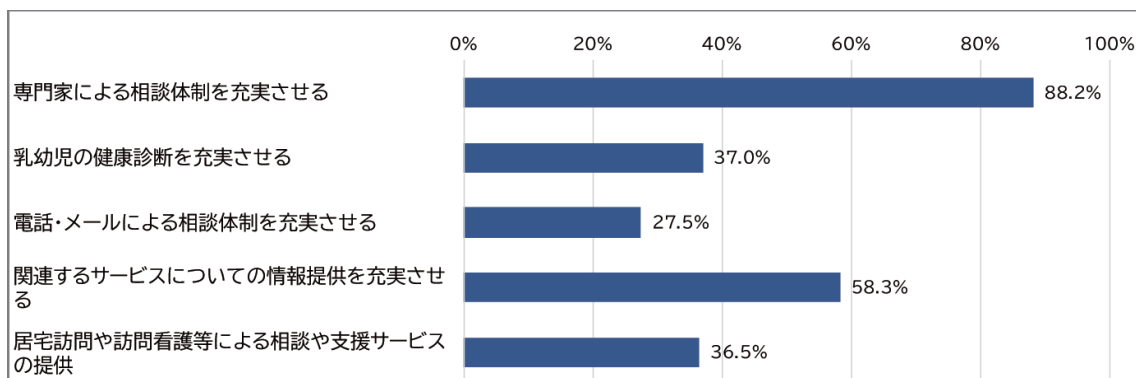
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書



児童の保護者向けアンケート結果

- 発達に関する不安や障害のあるお子さんが、早期に適切な支援を受けるために必要なこと（上位5項目）

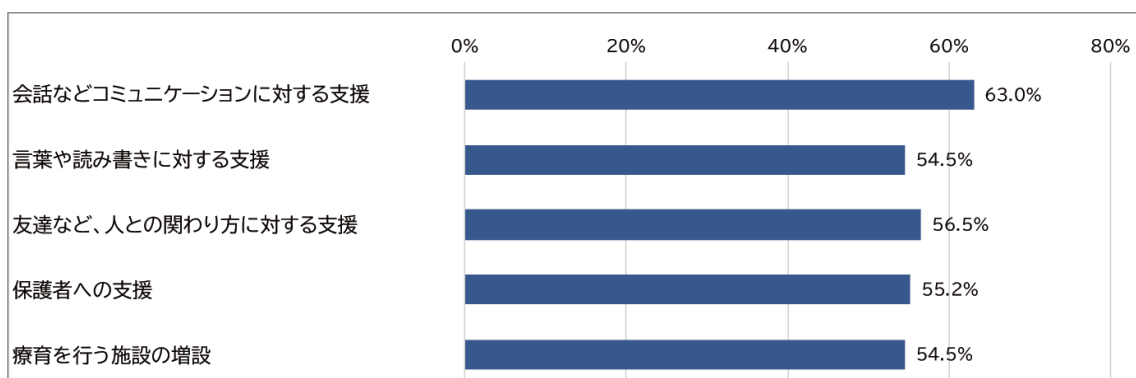
・「専門家による相談体制を充実させる」が最も高く88.2%となっており、次いで「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が58.3%となっています。



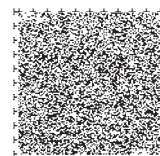
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

- （就学前の子どもについて）療育や支援について充実させるべきだと思うこと（上位5項目）

・「会話などコミュニケーションに対する支援」が最も高く63.0%となっており、次いで「友達など、人との関わり方に対する支援」が56.5%、「保護者への支援」が55.2%と近い割合で並んでいます。

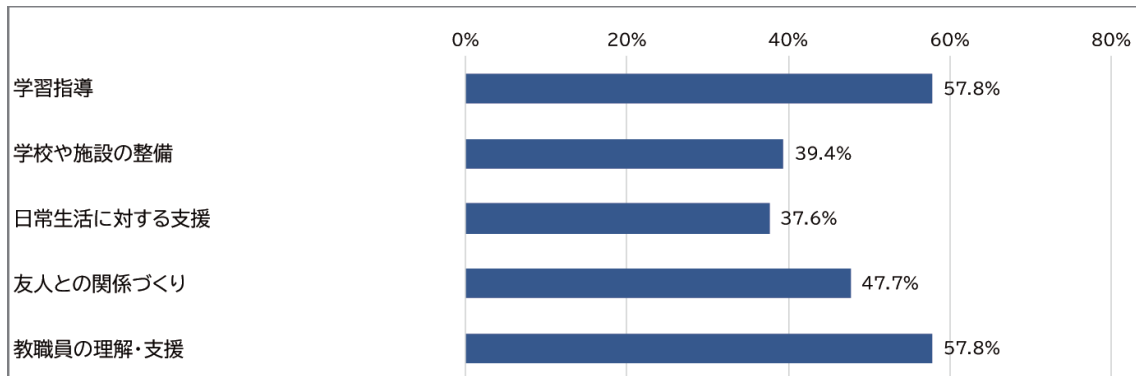


出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書



●（就学中の子どもについて）教育や学校生活について充実させるべきだと思うこと（上位5項目）

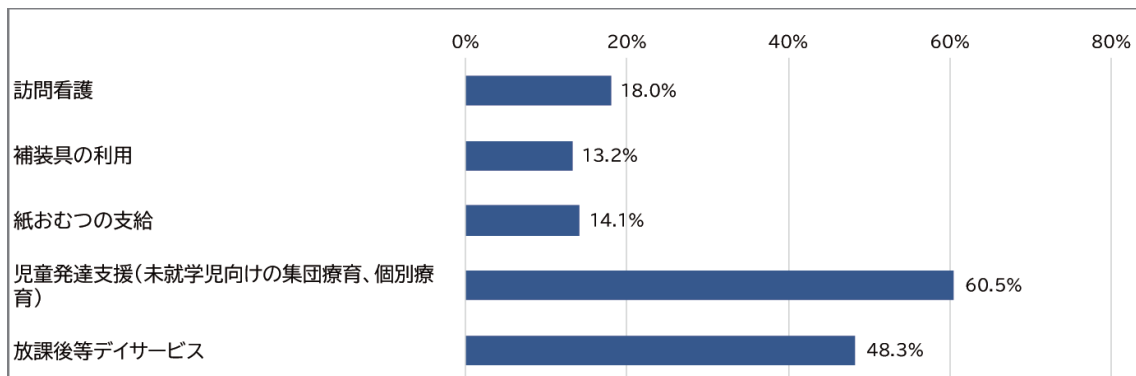
・「学習指導」「教職員の理解・支援」が最も高く57.8%となっています。



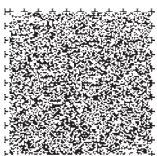
出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書

● 利用したことがある福祉サービス（上位5項目）

・「児童発達支援（未就学児向けの集団療育、個別療育）」が最も高く60.5%となっており、次いで「放課後等デイサービス」が48.3%となっています。



出典：目黒区障害者計画策定に関する調査報告書



ヒアリングの目的等

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、障害者団体連絡打合せ参加団体（21 団体）に対し、障害福祉施策全般に対する意見等についてヒアリングを実施しました。

- 実施日時 令和5年8月23日
- ヒアリング方法 対面形式で1団体ずつ、障害福祉施策全般に関する意見や障害のある人を支援する現場での課題等について聴き取りを行った。

主な意見

相談支援体制について

- 地域生活支援拠点 * の機能を充実させてほしい。
- 基幹相談支援センター * ・地域生活支援事業と相談支援関係事業所との連携を強化してほしい。

暮らしの場の整備

- 障害特性に応じたグループホームを整備してほしい。
- 障害のある人本人や家族の高齢化を見据えグループホームの整備を急いでほしい。
- 事業者がグループホーム事業を開始しやすいよう整備や運営に係る補助の更なる充実をお願いしたい。

保健医療福祉の連携強化

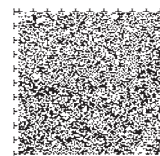
- 精神保健分野において、医療・保健・福祉関係者による連絡会等を設置してほしい。

災害時支援体制の強化

- 障害のある人が、災害時に安心・安全に避難できるよう、避難経路の整備や在宅避難者への支援の充実を図ってほしい。

社会参加の保障・充実について

- 失語症会話パートナーが活動しやすい環境整備を図ってほしい。



多様な活動の場の提供について

- 障害があっても、スポーツ・芸術文化に気軽に参加できるような環境整備をお願いしたい。
- 青年余暇活動支援を実施する法人が増えるような取組を検討してほしい。

人材確保・育成・定着

- 不足している福祉人材の確保・定着のための対策を講じてほしい。
- 相談支援事業所が増えていくよう、区としての支援をお願いしたい。

事業者間の連携

- 各事業者間の職員の交流、意見交換ができるような機会を設けてほしい。

障害のある児童について

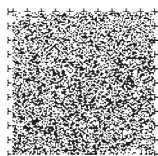
- 障害のある児童の居場所や活動の場を拡充してほしい。
- 重度障害のある児童や医療的ケアを受けている児童が利用できる居場所や活動の場を整備してほしい。

新型コロナウイルス感染症について

- 障害を理由に入院できないことが無いよう、保健所での入院調整を続けてほしい。

その他

- 障害者団体の活動を安心して継続できるようなスペースの確保などの環境整備をお願いしたい。



第3章 基本的な考え方

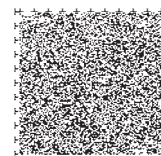
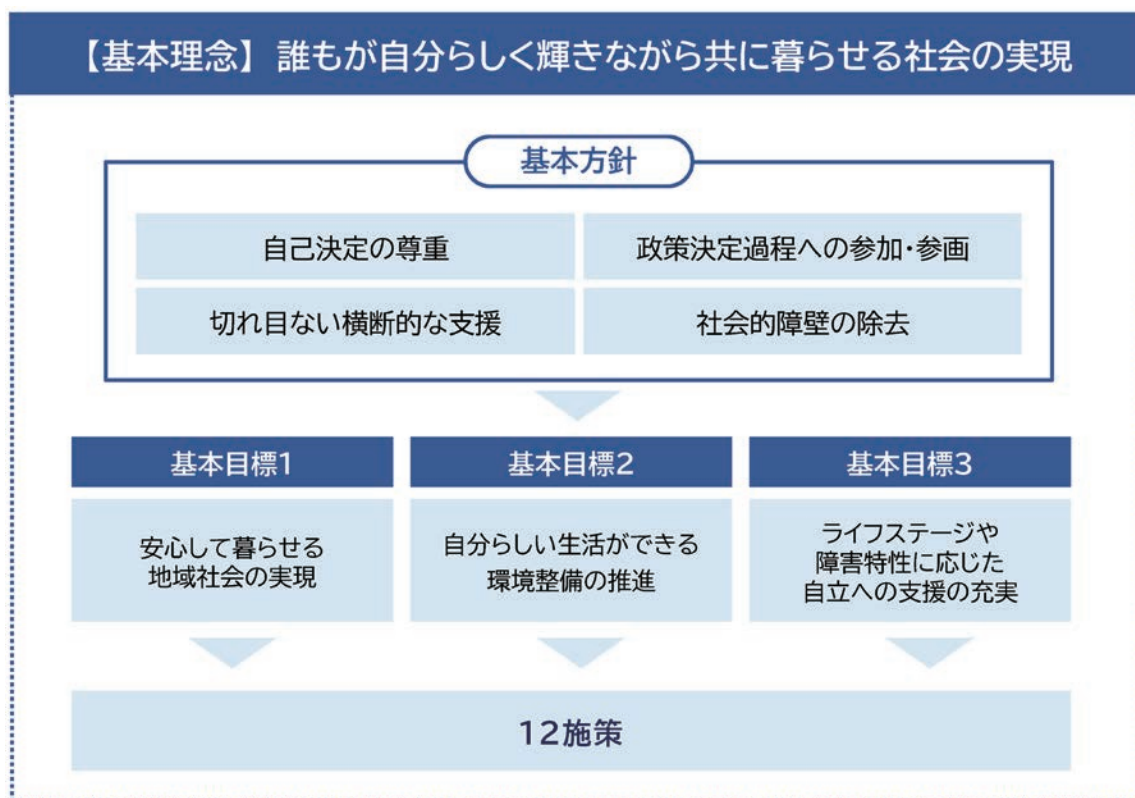
1

基本理念

障害福祉施策を推進していくことにより目指す社会は、全ての区民が社会の一員として生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる、誰にとっても暮らしやすい社会にほかなりません。

このため、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるとともに、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、基本理念は「誰もが自分らしく輝きながら共に暮らせる社会の実現」とします。

「基本的な考え方」のイメージ図



基本理念の実現に向けた取組を進めていくにあたり、基本となる考え方や姿勢（基本方針）は次のとおりとします。

自己決定の尊重

障害のある人が社会のあらゆる活動に主体的に参加するために、本人の自己決定を尊重し、自らの意思で望む生活のあり方を選択・決定し自己実現できるよう、意思決定の支援を行います。

政策決定過程への参加・参画

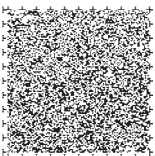
障害のある人は、障害のある人として生きてきた経験を活かして、社会に貢献をすることができ、社会の一員であり、障害福祉施策に係る政策決定過程においては、障害のある人が参加・参画し、意見を反映できるよう留意します。

切れ目ない横断的な支援

保健・医療・福祉をはじめとした各分野連携のもと、地域で安心して暮らしていくための適切なサービスの確保と質の向上を図り、障害のある人とその家族に対し、ライフステージや障害特性に応じた切れ目ない横断的な支援を行います。

社会的障壁の除去

障害理解・差別解消の推進、物理的障壁、情報取得・利用や意思疎通に係る障壁など社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、障害のある人があらゆる場面で個性豊かに輝ける環境づくりを行います。



基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に基づき施策を推進していきます。

基本目標

1

安心して暮らせる地域社会の実現

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域社会全体の障害理解と、障害のある人の権利擁護という基盤のもとに、いかなる相談も受け止める相談支援体制や、安全・安心な生活環境の整備を進めていきます。

基本目標

2

自分らしい生活ができる環境整備の推進

全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加し、その能力を最大限に発揮しながら、社会の一員として生きがいや役割を持ち、自分らしく充実した生活を送るために、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通ができる環境整備、働きやすい社会の実現、余暇等を楽しむことができる多様な活動の場の確保に取り組んでいきます。

基本目標

3

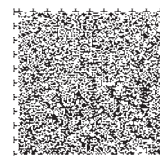
ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

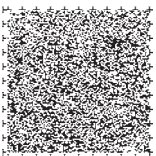
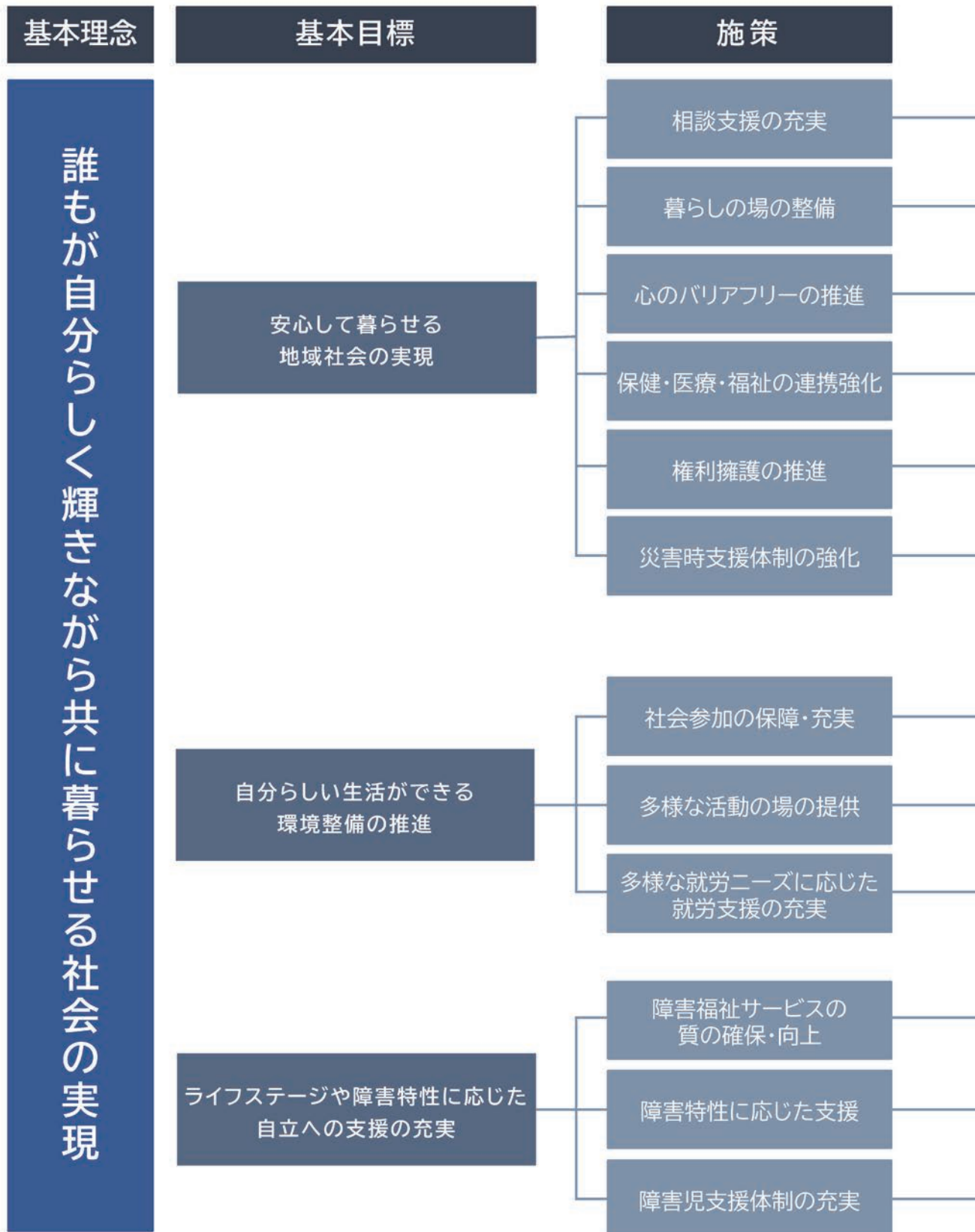
障害特性やライフステージに応じた専門性の高い細かな相談及び支援を切れ目なく円滑に受けることができるよう、支援体制の充実を進めていきます。

また、将来にわたって安定して質の高い障害福祉サービス等を提供していくために、福祉分野の共通課題である福祉人材の確保に向け、区と事業者が連携して取り組んでいきます。

障害者計画策定に関する調査や団体へのヒアリング結果、社会状況の変化等を踏まえ、基本目標に基づく12の施策として整理し、基本理念の実現を図ります。

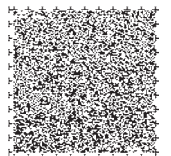
(各施策の前提となる課題整理、施策を構成する具体的取組は第4章に掲載します。)





主な取組

- 地域生活支援拠点事業の充実
- 包括的支援体制の充実
- 基幹相談支援センターの機能強化
- 目黒区障害者自立支援協議会の体制等の見直し
- 障害者グループホームの整備促進
- ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- 住宅確保要配慮者への支援
- 障害者差別解消の推進
- 福祉教育の推進
- 交流機会の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害のある人の退院促進
- 障害者虐待防止に関する周知・啓発の推進
- 意思決定支援の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 避難行動要支援者名簿の作成・配備
- 障害のある人に特化した防災訓練の実施
- 災害時個別支援プラン作成の推進
- 在宅人工呼吸器使用者に対する家庭用蓄電池の配備促進
- 誰もが必要な情報を取得できる環境づくり
- 情報保障・意思疎通に関する理解促進
- 障害特性に応じた意思疎通支援の充実
- 余暇等における活動の場の確保・充実
- 障害者の芸術文化活動の推進
- 障害者スポーツの推進
- 障害のある人のための学習機会の提供
- 障害のある人の一般就労の促進
- 障害のある人の区職員採用の促進及び採用後の活動推進のための支援
- 福祉的就労における工賃向上
- 人材の確保・定着・育成
- 事業者指導・監査の実施
- 保健福祉サービスの質の確保・向上
- 発達障害支援事業の充実
- 強度行動障害のある人の支援体制整備
- 高次脳機能障害のある人への支援
- 児童発達支援センターの機能強化
- 保育園・児童館・学童保育クラブでの障害児の受け入れ
- 重症心身障害児(医療的ケア児を含む)及びその家族への支援
- インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進



第4章 課題別事業計画

■ 取組・実施策の記載方法

取組 1 ● 地域生活支援拠点事業の充実

地域生活支援拠点の事業運営状況等について、関係機関による検証及び検証結果を踏まえた見直し等に取り組み、地域生活を支えるための機能の更なる充実を図ります。

取組の通し番号・取組名を示しています。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|------------------------------------|------------|------------|------------|
| ① 事業運営状況等の検証及び検証結果を踏まえた取組(障害施策推進課) | 検討 | 実施 | ▶ |

実施策の通し番号・実施策名・実施策担当課を示しています。

取組 2 ● 基幹相談支援センターの機能強化

相談支援事業従事者の支援ニーズの把握と、ニーズに沿った専門的な支援を見直しに継続的に取り組みます。

【行動目標】
年度単位に取り組み内容を示します。青い矢印(▶)で示している箇所は、継続を示しています。

② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握
相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所への的確な支援を行うため、区内相談支援事業所を定期的に訪問し、支援ニーズの把握を行います。

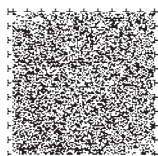
③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加
相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加(障害施策推進課)を行います。

必要に応じて、実施策内容の説明を記載しています。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|---|------------------|------------------|
| ② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握(障害施策推進課) | 0回(未実施) | 2回 |
| ③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加(障害施策推進課) | 0件(未実施) | 60件 |

【数値目標】
令和4年度を現状値とし、令和8年度までに達成すべき目標を数値で表しています。

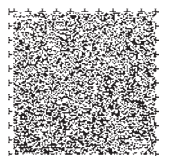
| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| ④ 事業運営等の検証及び検証結果を踏まえた見直し(障害施策推進課) | 実施 | ▶ | ▶ |





安心して暮らせる
地域社会

- 施策① 相談支援の充実
- 施策② 暮らしの場の整備
- 施策③ 心のバリアフリーの推進
- 施策④ 保健・医療・福祉の連携強化
- 施策⑤ 権利擁護の推進
- 施策⑥ 災害時支援体制の強化



現状と課題

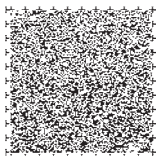
相談支援体制の充実を図るため、区では平成29年度に地域生活支援拠点を開設し、365日24時間の地域における身近な相談、緊急時の受入れ対応、自立に向けた体験の機会及び場の提供等を実施しています。また、令和3年度に基幹相談支援センターを開設し、相談支援の中核的な機関として、相談支援事業所への総合的な相談対応、相談支援事業所等の各相談機関・関係機関とのネットワーク構築や地域の相談支援体制の強化及び質の向上に取り組んでいます。今後は、両機関のこれまでの運営状況等の検証や、各相談支援機関や関係機関との連携強化を促進し、更なる機能強化を図る必要があります。

区内5か所に設置している地域包括支援センターは、全ての区民を対象に、世帯が抱える複雑化・複合化する障害を含む様々な課題を丸ごと受け止める「住民にもっとも身近な保健福祉の総合相談窓口」です。また、福祉総合課は、地域包括支援センターの後方支援を行うとともに、「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」を設け、障害・介護・生活困窮等の包括的な相談支援の中核を担っています。気軽に相談できる窓口として、今後もより相談しやすい環境づくりや、適切な支援を行うための関係機関との連携強化が重要です。

目黒区障害者自立支援協議会では関係機関、関係団体、行政等の様々な立場の関係者が、区の障害のある人の支援体制に関する課題等について協議しています。障害者支援の入り口である相談支援における様々な相談事例からは、地域の課題を幅広く把握することができることから、協議会において相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、支援体制の強化に向けた協議を進めていくことが求められています。

施策の方向性

- 地域生活支援拠点における、相談、緊急時の受入れなどの取組について、関係機関による検証及び検証結果を踏まえた見直し等に取り組むことで機能強化を図り、これまで以上に地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を進めていきます。
- 基幹相談支援センターは、区内の相談支援事業従事者との信頼関係をより一層強化し、支援ニーズの把握と的確な支援等により、相談支援体制の充実・強化に向け中心的な役割を果たしていきます。
- 地域包括支援センターでは、様々な周知活動やアウトリーチを通して地域とのつながりをさらに深め、障害を含めた多分野に渡る相談がより身近な場所で行えるよう取り組み、適切な支援や社会資源につなげられるよう、関係機関と密接に連携・協働していきます。
- 区が取り組む包括的な支援体制をさらに充実させるため、重層的支援体制整備事業を実施し、アウトリーチによる相談支援や多機関協働の機能を強化します。
- 目黒区障害者自立支援協議会の機能強化・役割の明確化を図ることで、課題の大きい相談事例を活かし、地域の支援体制の強化につなげていきます。



主な取組

取組 1 地域生活支援拠点事業の充実

地域生活支援拠点の事業運営状況等について、関係機関による検証及び検証結果を踏まえた見直し等に取り組み、地域生活を支えるための機能の更なる充実を図ります。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|------------------------------------|------------|------------|------------|
| ① 事業運営状況等の検証及び検証結果を踏まえた取組(障害施策推進課) | 検討 | 実施 | |

取組 2 基幹相談支援センターの機能強化

相談支援事業従事者の支援ニーズの把握と、ニーズに沿った専門的な支援を行うための体制強化・事業の見直しに継続的に取り組みます。

② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握

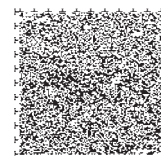
相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所への的確な支援を行うため、区内相談支援事業所を定期的に訪問し、支援ニーズの把握を行います。

③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加

相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数を増加していきます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|---|------------------|------------------|
| ② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握(障害施策推進課) | 0回(未実施) | 2回 |
| ③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加(障害施策推進課) | 0件(未実施) | 60件 |

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|----------------------------------|------------|------------|------------|
| ④ 事業運営等の検証及び検証結果を踏まえた取組(障害施策推進課) | 新規実施 | | |



取組 3 包括的支援体制の充実

包括的な相談支援を担う「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」、地域包括ケアシステム * の要となる地域包括支援センター、地域に寄り添うコミュニティ・ソーシャルワーカー * が連携しながら、複雑化・複合化した課題を抱える住民の支援を行います。

⑤ 包括的な相談支援体制を推進するための連携強化

重層的支援体制整備事業を実施し、様々な相談支援機関や地域の関係者が相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築します。地域のネットワークづくりを進め関係機関による連携を強化します。

⑥ 地域住民・支援者に向けた周知・啓発

区報や SNS などの広報媒体や関係機関の会議等で、相談支援の窓口や支援の流れを伝えるとともに、出張相談会等の周知・啓発を図ります。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|---|------------|------------|------------|
| ⑤ 包括的な相談支援体制を推進するための連携強化(福祉総合課・健康福祉計画課) | 実施 | | |
| ⑥ 地域住民・支援者に向けた周知・啓発(福祉総合課) | 実施 | | |

取組 4 目黒区障害者自立支援協議会の体制等の見直し

目黒区障害者自立支援協議会の機能強化・役割の明確化を図るために体制等を見直し、事業者等が日々対応する相談事例等から地域課題を抽出・協議していく仕組みとすることで、地域の支援体制の強化を図ることを目指します。

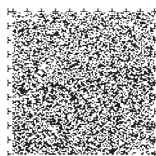
⑦ 協議会の体制等の見直し

機能強化・役割の明確化に向けた体制等の検討を行います。

⑧ 相談事例等から地域課題を抽出・協議していく仕組みづくり

相談事例等による地域課題の抽出・協議を行います。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|--|------------|------------|------------|
| ⑦ 協議会の体制等の見直し(障害施策推進課) | 検討 | 実施 | |
| ⑧ 相談事例等から地域課題を抽出・協議していく仕組みづくり(障害施策推進課) | 検討 | 実施 | |



コラム1 地域生活支援拠点を知っていますか？

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための切れ目のない支援を実施するため、平成29年度に地域生活支援拠点を開設しました。

本コラムでは地域生活支援拠点で実施している主な事業を紹介します。

身近な相談

「自分のこれからの生活が不安で誰かに相談したい」「携帯電話を持ちたいけどどうしたらいいかわからない」など、生活のなかの様々な相談を受け付けています。

緊急時の受入れ対応

地域生活支援拠点を含む区内の事業所が連携して、支援者の急病など緊急時に、障害のある人の受入れ及び支援を行います。

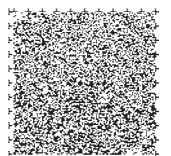
体験の機会・場の提供

施設入所に向けた体験などのため、支援者のもとを離れて過ごす場を提供します。

地域で安心して生活できるようにサポートしますので、何かお困りの際は相談してください。



地域生活支援拠点
(目黒区下目黒6丁目19番14号)



現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくための環境整備に向けて、自宅での暮らしを支える家族の高齢化と「親亡き後」などを見据えた取組や、自立した生活のための住まいの確保を支援するための取組とともに、公共施設等のユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

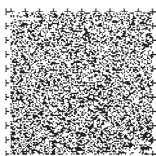
障害者グループホームは、障害のある人が、支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための住まいとして重要な役割を担っています。区では、グループホーム整備に対する支援等により整備促進に取り組んでいますが、障害のある人及び家族の高齢化に伴い、グループホームに対する需要は今後ますます増加していくことが見込まれるため、整備促進のための取組を更に進めていく必要があります。

住まいの確保の支援として、分野を超えた多様な課題解決に向けて設置した包括的な相談支援機関である「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」に令和4年4月から「住まいの相談員」を配置し、生活支援と一体的に住まいの相談支援を行うワンストップ型相談支援体制の充実を図っています。また、令和4年5月に障害のある人を含む住宅確保要配慮者 * の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に関し必要な支援について協議する会議体として「目黒区居住支援協議会」を設置しました。今後もこれらの取組を継続・発展させ、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが求められています。

福祉のまちづくりの推進については、これまでの事業の進捗等を踏まえ、事業者・区民との連携・協力のもと、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進等の施策を効果的に展開するため、区全体の方針を示す「目黒区移動等円滑化促進方針」及び地区単位での取組を示す「バリアフリー基本構想」の2つの計画を令和4年3月に策定しました。今後は、これらの計画に基づく各種取組を着実に進めていくことが重要です。

施策の方向性

- 障害者グループホームについては、都心において適した土地の確保が困難であることや、建築資材費の高騰などの状況を踏まえ、施設整備等に対する補助のほか、国公有地、空き家の活用など様々な施策を組み合わせながら、整備促進に取り組みます。
- 福祉の総合相談窓口で行う住まいの相談員については、生活相談と一体的に実施することで、一人ひとりの状況に応じて障害者支援機関と連携して必要な支援に繋がります。
- 居住支援協議会では、構成員である地域福祉団体、不動産団体、行政が相互に連携して居住支援施策を推進し、地域福祉の向上を図っていきます。さらに、不動産業者や家主に対する障害理解への啓発に努め、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組めます。
- 区全体の方針として、経路や施設のバリアフリー化、広域生活拠点・地区生活拠点 * の一体的なバリアフリー化などにより、「だれもが暮らしやすく優しさと思いやりのあふれるまち めぐる」の実現を目指します。バリアフリー化にあわせて、ユニバーサルデザイン * の考え方を取り入れ、だれもが利用しやすい施設整備や取組を進めます。



主な取組

取組 5 障害者グループホームの整備促進

施設整備や運営に要する費用の一部補助のほか、区有地を含む国公有地や空き家の活用についても検討し、関係所管と連携を図りながら障害者グループホームの整備を促進していきます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|--------------------------------|------------------|------------------|
| ⑨ 障害者グループホームの入居定員数の増加(障害施策推進課) | 124人 | 132人 |

取組 6 住宅確保要配慮者への支援

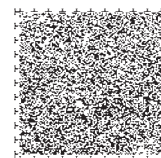
住まいの相談を生活支援と一体的に行うことで、ワンストップ型の相談支援体制の充実を図るとともに、物件同行、契約同行、転居支援などの事業を委託し、多角的なサポートを実施します。また、住宅確保要配慮者に対し、地域福祉・不動産関係・行政が相互に連携し、居住支援に関する情報提供や必要な支援策の検討・協議を行うことで、居住支援施策の推進を図ります。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| ⑩ 住まいの相談の実施(福祉総合課) | 実施 | | |
| ⑪ 居住支援協議会の運営(福祉総合課) | 実施 | | |

取組 7 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインによる施設整備や施設のバリアフリー化、インクルーシブな公園整備等により、公園等の機能拡充(リノベーション)を進めます。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|----------------------------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| ⑫ 公園等の機能拡充(都市計画課・みどり土木政策課) | 公園 1か所 緑道 2区間 | 公園トイレ 1か所 児童遊園 1か所 緑道 2区間 | 公園トイレ 1か所 児童遊園 1か所 緑道 2区間 |



現状と課題

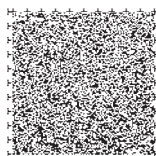
障害の有無にかかわらず、お互いに自分らしさを認め合い支え合いながら、共に生きる社会を実現してためには、障害のある人に対する差別や偏見を無くすことが不可欠です。

区では、目黒区障害者差別解消支援地域協議会において相談事例の情報共有、関係機関との連携、障害理解の周知啓発を行っています。また、区民向け講演会の開催や、障害福祉施設等の活動紹介等を行う「めぐろふれあいフェスティバル」の開催等を通じて障害理解・差別解消の推進に取り組んでいます。一方で、令和4年度に実施した障害者計画策定に関する調査結果では、差別をされたと感じたことがある人の割合は14.5%となっており、障害理解・差別解消の取組をより一層推進していく必要があります。

福祉や人権に関する知識と理解を深め、個性や違いを認め合う意識の醸成に向けて、福祉に関する学びの機会（福祉教育*）の充実に取り組んでいます。区立学校では、障害のある人との交流活動（点字・声かけ体験・車椅子体験・視聴覚障害のある人の話）、特別支援学級*と通常の学級との交流及び共同学習や、パラスポーツの体験等を通じて、相互に個性や違いを認めて尊重し合える豊かな心を育む活動を推進しています。また、社会教育においては多様性と共生社会などをテーマとする人権尊重の講座を開催しています。誰も疎外することなく共に生きていく力と福祉課題を解決する実践力を地域全体で高めていくため、今後も福祉教育の推進が求められています。

施策の方向性

- 障害理解・差別解消のより一層の推進を図っていくためには、地域住民が地域に暮らす多様な人々について関心を持ち、お互いに理解し、受け入れることが重要です。そのために、区民への周知・啓発に当たっては、障害当事者の言葉や思いを分かりやすく伝えることを大切にするとともに、障害の有無にかかわらず相互理解を図ることができる交流の機会の場を提供します。
- 福祉教育の基本は、日常の中にある様々な触れ合いや体験を通じて、人権と多様性の尊重を実感し、福祉課題を学んでいくことであり、この視点に立って、福祉教育を推進していきます。



取組 8 障害者差別解消の推進

区民を対象とした講演会の開催や、めぐろ区報などの広報媒体の活用等により障害者差別解消に向けた周知・啓発を図ります。また、職員一人ひとりが、障害のある人へ適切な対応を行うことができるよう、職員に対する定期的な研修を実施します。

⑬ 障害者差別解消講演会の開催

区民が興味・関心を持って障害理解を深めていけるような講演会を企画・実施します。

⑭ めぐろ区報等の広報媒体を活用した周知啓発





障害当事者の言葉や思いが分かりやすく伝わるよう工夫して周知啓発を行います。

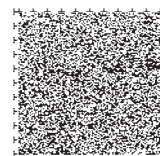
⑮ 障害者差別解消研修の実施

区全体の障害理解を深めるため、全職員を対象に研修を行います。

⑯ 障害を理由とする差別解消に向けた区民の人権意識の向上

区報掲載や人権啓発イベント等の啓発方法を検討し、内容を充実させます。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-------------------------------------|------------|--|------------|
| ⑬ 障害者差別解消講演会の開催(障害施策推進課) | 実施 |  | |
| ⑭ めぐろ区報等の広報媒体を活用した周知啓発(障害施策推進課) | 実施 |  | |
| ⑮ 障害者差別解消研修の実施(障害施策推進課・人事課・教育指導課) | 実施 |  | |
| ⑯ 障害を理由とする差別解消に向けた区民の人権意識の向上(人権政策課) | 実施 |  | |



取組 9 交流機会の推進

障害のある人の日頃の活動の表彰、障害福祉施設等の活動紹介等を行う区民参加型のイベント（めぐろふれあいフェスティバル）の開催や、区立施設が主催するまつり等を通じて、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流を推進します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|---|------------|------------|------------|
| ⑰ 障害者週間記念事業*「めぐろふれあいフェスティバル」の開催(障害施策推進課・障害者支援課) | 実施 | | |
| ⑱ 各区立施設等におけるまつりの開催(障害施策推進課) | 実施 | | |

取組 10 福祉教育の推進

福祉や人権に関する知識と理解を深め、個性や違いを認め合う意識の醸成を図っていきます。

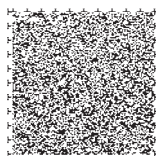
⑲ 学校・企業等での福祉学習の支援

目黒区社会福祉協議会が実施する、学校・企業等での福祉体験・ボランティア活動体験など、福祉学習の支援を行います。

⑳ 小中学校における福祉教育の推進

小学生には福祉体験学習ガイドブックを配付、中学生には特別支援教育 * 理解用副読本を配付し授業等で活用します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|----------------------------|------------|------------|------------|
| ⑲ 学校・企業等での福祉学習の支援(健康福祉計画課) | 実施 | | |
| ⑳ 小中学校における福祉教育の推進(教育指導課) | 実施 | | |



Interview

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域づくりには、一人ひとりが、地域とともに暮らす多様な人々について関心を持ち、お互いに理解を深めていくことが重要です。

このコラムでは、視覚障害の当事者として、障害理解の促進に向けた福祉体験学習等の活動を行っている吉田 美津子さんのインタビューを紹介します。



▲ 吉田 美津子さん

活動内容について

主に小・中学校における福祉体験学習として、点字で名前を書いてもらい、それを指で触って読む点字体験。また、目の不自由な人への声のかけ方や誘導などを一緒に体験します。街には色々な不自由さを持つ人がいることに気付くきっかけになり、いつかこの体験を思い出してお手伝いする人が一人でもいたらいいなと思います。



▲ 打った点字を吉田さんに確認してもらう様子

嬉しかったこと

私は目が見えませんが、体験中、子どもたちの楽しそうな笑顔の様子と一緒に活動しているボランティアの方が教えてくれます。最後には、たくさん質問をして触れ合えるのは楽しいですね。また、街やバスの中で声をかけてくれた時、体験を覚えてくれていて嬉しかったです。

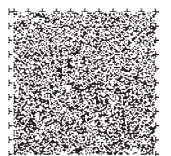
活動を通して伝えていきたいこと

心や体に不自由さを持つ人は、生活や行動、コミュニケーション等の制限や周囲の誤解・無理解等で「外に出たい・何か活動したい」と思ってもたくさんのバリアがあり、ためらいがちです。私もそうでした。けれど、中途失明の私も点字を覚えたおかげで、福祉体験学習等たくさんの方と交流ができ、徐々にお互いの理解が深まるのを感じました。不便さはあるものの、外に出て何か活動できることの大切さを感じています。

しかし、それには社会的な整備や周囲の方の理解が欠かせません。子どもの頃から触れ合うことでお互いを知るためにも、当事者と一緒に活動できる場を増やすことも大切だと思います。障害の有無だけでなく、不自由さを持つ人にも開かれた街であるといいですね。



▲ 質疑応答の様子



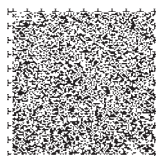
現状と課題

メンタルヘルスの不調や精神疾患は誰もが経験すると言われていますが、本人が苦しんでいても周囲からはわかりにくいという特徴があります。多くは治療により回復し、地域の中で生活ができるようになりますが、病状によっては入院治療が必要になる人もいます。障害の程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指していくために、国は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム *」の構築推進を示し、多様な精神疾患等に対応する土台作りを進めています。区は平成30年から取組を開始し、令和3年度から 目黒区精神保健医療福祉推進協議会を立ち上げ、まずは医療の課題に取り組むために医療関係者を中心に協議会での検討を実施しています。

精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくために必要な継続的な治療への支援や地域での生活を支えていくため、今後は、保健・医療・福祉関係者の連携強化を図りながら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を更に進めていく必要があります。

施策の方向性

- 精神障害のある人が安心して生活ができる地域づくりを目指し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、目黒区精神保健医療福祉推進協議会を軸に普及啓発、アウトリーチ * 支援事業、入院中の精神障害のある人の地域生活支援に取り組んでいきます。
- 全ての人が生きやすい社会を形成する上では、地域住民の精神障害に対する理解が必要不可欠です。まずは支援者間での勉強会やピアサポート * 検討会を継続的に行います。また、精神保健事業の周知等により、家族支援にも取り組んでいきます。
- 未治療や治療中断等の方に対してはアウトリーチ支援事業など積極的な支援を実施し、継続的な医療が受けられる仕組みづくりに取り組みます。
- 都のガイドラインに沿った措置入院者退院後支援や、長期入院している精神障害のある人及びその家族に対して、地域移行支援・地域定着支援のサービス利用に向けた相談支援等を行う「精神障害者退院相談支援事業」を実施します。



主な取組

取組 11 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による目黒区精神保健医療福祉推進協議会を開催し、普及啓発、アウトリーチ支援事業、措置入院者退院後支援について検討します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|--|------------|------------|------------|
| ① 支援者間での勉強会・地域住民等に向けた普及啓発(保健予防課・碑文谷保健センター) | 実施 | | |
| ② アウトリーチ支援事業体制の見直し(保健予防課・碑文谷保健センター) | 検討 | 実施 | |
| ③ 措置入院者退院後支援対象者への全数支援(保健予防課・碑文谷保健センター) | 実施 | | |

取組 12 精神障害のある人の退院促進

長期入院者の退院を促進するため、退院に向けた動機付け支援や地域生活に必要な施設の見学等を行います。また、精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会 * を開催し、保健・医療・福祉等の関係機関と連携した支援を推進します。

⑭ 精神障害者退院相談支援事業利用者数の増加

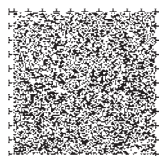
退院に向けた動機付け支援や地域生活に必要な施設の見学等を行い、サービス利用申請までの相談支援を実施します。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|--------------------------------|------------------|------------------|
| ⑭ 精神障害者退院相談支援事業利用者数の増加(障害者支援課) | 8人 | 10人 |

⑮ 精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会の開催

保健・医療・福祉等の関係機関が連携して支援を行うため、連絡会を開催し、個々の相談ケースに関する支援方針の確認、検討や、情報共有等を行います。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|----------------------------------|------------|------------|------------|
| ⑮ 精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会の開催(障害者支援課) | 実施 | | |



現状と課題

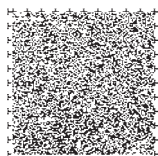
虐待は、本人の尊厳を害し、自立と社会参加を妨げるものです。家族等の養護者からの虐待のみならず、福祉施設や病院、就労の場などで自覚がないまま起きている場合や、障害のある人が虐待を受けているという認識が持てず、訴えにつながらない場合もあります。「目黒区障害者虐待防止センター」では、24時間365日の障害者虐待に関する相談・通報の受付、立入調査等を実施しています。令和4年度に実施した障害者計画策定に関する調査結果では、目黒区障害者虐待防止センターの認知度は17%であり、より一層の障害者虐待防止に向けてセンターの認知度を高める必要があります。

判断能力が十分で無い状態や家族の高齢化等の問題が生じた場合でも、地域で安心して暮らしつづけられるよう、成年後見制度の利用を促進しています。成年後見制度の利用が必要となった場合、権利擁護センター「めぐろ」を成年後見制度推進機関とし、制度の利用につながるよう支援しています。令和6年度からの区の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用が必要と認められる障害のある人を発見し、適切に必要な支援につなげるために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築に向けて取り組むことが必要です。

重度の障害や認知症などにより自ら意思決定を行うことが困難な状況になっても、意思決定に対する適切な支援を受け、社会とのつながりを持ち、支え合いながら生活していくことにより、自立した生活を営み続けることが可能です。区では、国のガイドライン * にある「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義の実現等の基本的な考え方等にとり、障害のある人の福祉サービス利用の決定等に努めています。また、意思決定支援の必要性や考え方等の共通理解を深めるため、区民を対象とした講演会の開催や、消費生活センター等と連携した消費者トラブルに関する啓発などに取り組んでいます。今後も支援者や区民に対し、意思決定支援に関する理解を広げていくことが重要です。

施策の方向性

- 令和4年度から、各障害福祉サービス事業所等に対し、従業者に対する障害者虐待防止のための取組が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービス事業所の従業者等への障害者虐待防止に関する周知・啓発を強化していきます。また、区民への周知・啓発も進め、虐待防止や人権擁護の意識の一層の浸透を図ります。
- 令和6年度からの区の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。日常的に本人を支える「チーム」、専門的な支援を連携して提供する「協議会」、ネットワーク全体の調整役である「中核機関」の整備に取り組み、地域の実情に応じた包括的かつ重層的な体制づくりに努めます。
- 支援者を対象とした研修等の実施により、意思決定支援の共通理解を図り質の高い支援を行います。あわせて、意思決定支援の理解を地域に浸透させるため、区民を対象とした講演会を引き続き開催していきます。



取組 13 障害者虐待防止に関する周知・啓発の推進

障害者虐待防止センターでは、虐待通報や相談の受付、立入調査・指導改善・障害者保護等を迅速かつ適切に行い、障害のある人の生命や人権を守ります。引き続き虐待防止の意識の浸透を図るため、福祉施設職員、障害者団体及び区民に対し、虐待防止に向けた意識啓発を推進します。

㉔ 目黒区障害者虐待防止センターの認知度向上

周知啓発を充実させ、障害者アンケートにおける目黒区障害者虐待防止センターの認知度を向上させます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|--------------------------------|------------------|------------------|
| ㉔ 目黒区障害者虐待防止センターの認知度向上(障害者支援課) | 17% | 50%以上 |


㉕ 障害者虐待防止に向けた周知・啓発の推進

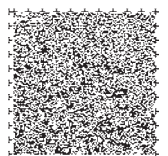
障害者虐待防止研修及び講演会及びリーフレット・ポスター等により、周知啓発を推進します。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|-------------------------------|----------------|--|----------------|
| ㉕ 障害者虐待防止に向けた周知・啓発の推進(障害者支援課) | 実施 |  | |

取組 14 成年後見制度の利用促進

令和6年度からの区の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域の実情に応じた包括的かつ重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、中核機関及び協議会の整備に取り組みます。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|--------------------|----------------|--|----------------|
| ㉘ 中核機関の整備(健康福祉計画課) | 新規実施 |  | |

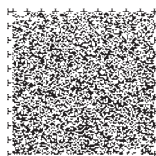


取組 15

意思決定支援の推進

後見人等を含む障害のある人に関わる支援者が常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人主義を実現するため、支援者を対象とした研修を実施するほか、意思決定支援の共通理解を深める講演会を開催します。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|-------------------------|----------------|--|----------------|
| ㊸ 支援者向け研修内容の充実(健康福祉計画課) | 充実 |  | |
| ㊹ 区民向け講演会内容の充実(健康福祉計画課) | 充実 |  | |



コラム3 虐待かな？と感じたら すぐ通報を

障害者虐待は、殴る、蹴るなどの暴力だけでなく、暴言や脅しなどの精神的苦痛も含まれます。障害のある人の生命や人権を守るためには、小さな虐待の兆候を見逃さずに早期に発見することが重要です。

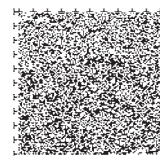
「目黒区障害者虐待防止センター」では、24時間365日の障害者虐待に関する相談・通報の受付、立入調査等を実施しています。

障害のある人が、家族・施設の職員・会社の事業主などに虐待されている、されているかもしれないと気づいたら、すぐに通報してください。障害者虐待をなくすため、皆様のご協力をお願いいたします。（通報したかたの個人情報は守られます、匿名通報も可能です。）

目黒区障害者虐待防止センター（障害者支援課）

電話 03 (5722) 8718

FAX 03 (3715) 4424



現状と課題

「目黒区要配慮者支援プラン」に基づき災害時の自力避難が困難な人を対象に、迅速な安否確認・避難支援等に活用するための避難行動要支援者 * 名簿（対象者名簿）を作成し、地域避難所等に配備しています。対象者名簿の登載者のうち本人の同意がある場合は登録者名簿に登載し、民生委員・児童委員 * や町会・自治会等の避難支援等関係者に提供しています。令和4年度末の登載者は対象者名簿 16,236 人、登録者名簿 9,972 人（登録率 61.42%）、名簿を保管する町会・自治会等は 86 団体中 53 団体です。引き続き登録者名簿の登録率を向上させるとともに、平常時から地域全体で災害対策の取組を進めることができるよう名簿を保管する町会・自治会等を拡大する必要があります。

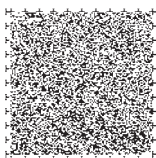
また、障害のある人や介護が必要な人について、あらかじめ緊急連絡先や避難支援者等を確認しておくことで、避難支援の実効性を確保するために、一人ひとりの状況に合わせた「災害時個別支援プラン」の作成を進めています。令和4年度末までの作成件数は 928 件であり、作成件数の増加に向けて取組をより一層進めていくとともに、プランの必要性等について更なる周知が必要です。

さらに、障害のある人が災害時に安全安心に避難するためには、平時から障害の特性に応じた準備や避難方法の確認は重要であり、区では、障害のある人に特化した防災訓練を実施しています。今後も多様なニーズに対応できるよう、取組を進めていく必要があります。

また、個別の事情等により、避難所に避難できず、在宅で避難生活を送る必要がある人に対する支援も求められています。区では、災害時等の停電時においても安全に生命を維持できるよう、在宅の人工呼吸器使用者に対し、日常生活用具給付等事業において家庭用蓄電池を給付対象としています。災害時等に必要不可欠な備えの一つとして、より一層の周知が必要です。

施策の方向性

- 避難行動要支援者名簿による支援を推進するため、周知・啓発と同意勧奨を行い、登録者名簿の登載者数増加を図ります。
- 地域包括支援センター、指定相談支援事業所、介護事業所等と連携を図り、「災害時個別支援プラン」のより一層の作成件数増加に取り組めます。プランの作成に当たっては、ハザードマップの被害想定地域や介護度・障害支援区分の重い人を優先作成するなどの工夫を行うことで実効性のある支援につなげます。
- 在宅避難者も安心して生活を送ることができるよう、引き続き在宅人工呼吸器使用者に対する家庭用蓄電池を給付します。



取組 16 避難行動要支援者名簿の作成・配備

避難行動要支援者名簿について、避難支援等関係者に提供する登録者名簿への登載を勧奨するとともに、名簿の提供を受ける町会・自治会等の増加に取り組みます。

① 登録者名簿への登載率の向上

避難行動要支援者名簿に関する周知・啓発と同意勧奨を行い、登録者名簿への登載率を向上させます。

② 地域全体での災害対策の推進

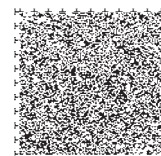
地域全体で災害対策を推進するため、避難行動要支援者名簿を保管する町会・自治会等を拡大します。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|--|------------------|------------------|
| ① 登録者名簿への登載率の向上(健康福祉計画課) | 61% | 65% |
| ② 地域全体での災害対策の推進(健康福祉計画課) ※名簿を保管する町会・自治会等の割合 | 62% | 70% |

取組 17 災害時個別支援プラン作成の推進

災害時個別支援プランについて、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、介護事業所等の作成支援者と連携し、プラン作成を促進するとともに、プランの必要性や活用方法等について、より一層の周知に努めます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|----------------------------|------------------|------------------|
| ③ 個別支援プランの作成件数の増加(健康福祉計画課) | 928件 | 3,500件 |



取組 18 障害のある人に特化した防災訓練の実施

災害時個別支援プランや要配慮者向け防災行動マニュアルを活用した防災訓練を実施し、多様なニーズや障害特性に合わせた避難行動や避難所での生活における対応策の検討を進めます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|------------------------------|---------------------|------------------|
| ⑳ 障害のある人に特化した防災訓練の実施(障害者支援課) | ※R5(2023)年度 から実施 | 参加者数 延べ150人 |

取組 19 在宅人工呼吸器使用者に対する家庭用蓄電池の配備促進

人工呼吸器使用者が停電時においても人工呼吸器が稼働できるよう、家庭用蓄電池の支給事業（日常生活用具給付等事業）について、一層の周知に努め、家庭用蓄電池の配備を促進します。

㉑ 在宅人工呼吸器使用者の家庭用蓄電池配備率の向上

在宅人工呼吸器給付対象者のうち、配備されている人の割合を向上させます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| ㉑ 在宅人工呼吸器使用者の家庭用蓄電池配備率の向上(障害者支援課) | 50% | 90% |

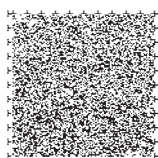
コラム 4 防災手帳～災害時個別支援プラン～を知っていますか？

「防災手帳～災害時個別支援プラン～」は、発災時の避難場所や支援者と離れている場合の連絡方法等を記入しておくものです。

障害のある人や介護が必要な人（要配慮者）が、ご家族等の支援者と一緒に確認しながら記入していくことで、お互いに情報の共有を図り、災害発生時に落ち着いた行動をとることができます。

いつ起こるかわからない災害への備えとして、準備をすすめていきましょう。

防災手帳は、区役所総合庁舎2階の健康福祉計画課、福祉総合課、高齢福祉課、障害施策推進課のほか、各地区の地域包括支援センターでも配布しています。

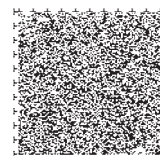




施策⑦ 社会参加の保障・充実

施策⑧ 多様な活動の場の提供

施策⑨ 多様な就労ニーズに応じた就労支援の充実



現状と課題

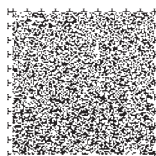
全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要です。令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では、関連施策の実施等が地方公共団体の責務とされました。また、令和4年度に実施した障害者計画策定に関する調査結果では、多くの方が、情報発信や情報取得に当たりパソコンやスマートフォンが適していると回答しており、ICT * 機器やオンラインの活用が進んでいます。

区では、各種計画等を中心とした印刷物における音声コード活用の推進や、窓口等におけるタブレット端末の活用による意思疎通支援の充実を図るなど、ICT の活用に取り組むとともに、手話通訳者の養成や点訳・音訳サービスの推進などにも継続して取り組んでいます。今後も ICT の活用については最新の情報を注視しながら、情報取得・意思疎通に関して高い効果が見込まれる場合には積極的な活用を図っていくとともに、ICT によらない多様な支援についても引き続き推進していく必要があります。

また、障害のある人の円滑な情報取得・意思疎通を実現していくためには、地域の理解促進が必要不可欠です。令和4年には、東京都において手話に対する理解の促進及び手話の普及等を目的とした「手話言語条例」が施行されましたが、このような動きを踏まえ、区においても障害のある人の情報取得・意思疎通に関する周知啓発等の強化が求められています。

施策の方向性

- 障害のある人が、必要な情報が得られず社会参加や社会活動に支障をきたすことがないように、ICT の活用をはじめとして、障害の特性に応じた多様な方法による情報提供を一層充実させます。
- 意思疎通支援については、ICT 活用の推進や、支援者の養成及び活動支援に取り組み、障害特性に応じた支援の充実を図ります。
- 情報保障・意思疎通に関する地域の理解促進を目的として、区における手話言語等の意思疎通に関する条例制定に向けた検討・準備を進めていきます。



取組 20 誰もが必要な情報を取得できる環境づくり

区からの情報発信や発行物等において、誰もが必要な情報を取得できる環境づくりを推進します。

⑳ 区の発行物における情報保障の実施割合の向上

区の大量発送郵便物等における、デージー・ユニボイス等による情報保障の実施割合の向上を図ります。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|--------------------------------------|------------------|------------------|
| ⑳ 区の発行物における情報保障の実施割合の向上 (障害施策推進課) | 5% | 30% |

㉑ 区の発行物における情報提供手段の充実

区からの発行物において、障害種別に関わらず情報が提供されるよう、各所管への周知を引き続き実施します。

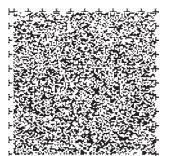
㉒ 誰もが投票しやすい環境づくりの推進

投票所への入場整理券等を送付する封筒に音声コードを活用するとともに、選挙公報の内容を掲載した「音声版選挙のお知らせ」を発行します。

㉓ 図書館における障害者サービスの充実

対面朗読、録音図書を作成、点訳サービス、点字図書の作成等により障害者サービスを充実します。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|--|----------------|----------------|----------------|
| ㉑ 区の発行物における情報提供手段の充実(障害施策推進課・障害者支援課・広報課) | 実施 | | |
| ㉒ 誰もが投票しやすい環境づくりの推進(選挙管理委員会) | 実施 | | |
| ㉓ 図書館における障害者サービスの充実(八雲中央図書館) | 実施 | | |



取組 21 障害特性に応じた意思疎通支援の充実

ICT 活用の推進や、支援者の養成及び活動支援に取り組み、障害特性に応じた意思疎通支援の充実を図っていきます。

④ ICTを活用した意思疎通支援手段の充実

電話リレーサービス * 等に関する周知により、ICTを活用した意思疎通支援手段を充実させます。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-------------------------------|------------|--|------------|
| ④ ICTを活用した意思疎通支援手段の充実(障害者支援課) | 実施 |  | |

④ 手話奉仕員養成研修事業の充実

手話通訳養成講座の受講者数の増加に向けて、手話奉仕員養成研修事業を充実させます。

④ 失語症パートナーの養成・活動支援

失語症パートナーの養成・活動支援に取り組み、失語症パートナー養成講座の受講者数を増加させます。


| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|----------------------------|------------------|------------------|
| ④ 手話奉仕員養成研修事業の充実(障害者支援課) | 79人 | 110人 |
| ④ 失語症パートナーの養成・活動支援(障害者支援課) | 11人 | 延べ100人 |

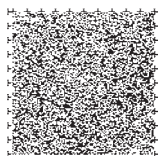
取組 22 情報保障・意思疎通に関する理解促進

情報保障や意思疎通に関する区としての理念等を示し、地域の理解促進を図っていくとともに、情報保障・意思疎通に関する多様な支援手段の利用促進等の取組を進めます。

④ 手話言語等の意思疎通に関する条例(仮)制定に向けた取組

手話を必要とする人等の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会や、障害のある人の多様な意思疎通の実現を目指し、情報保障や意思疎通に関する条例制定に向けた検討を進めます。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|---------------------------------------|------------|--|------------|
| ④ 手話言語等の意思疎通に関する条例(仮)制定に向けた取組(障害者支援課) | 準備 |  | 実施 |



コラム5 さまざまな意思疎通支援

意思疎通支援とは、聴覚、視覚、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通が困難な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ることをいいます。

区では意思疎通支援の充実を図るため、電話リレーサービスの説明会の開催や、手話通訳者の養成と派遣事業、失語症（脳卒中や事故の後遺症で起こる「話す、書く、聞く、読む」が難しくなる言葉の障害）のある人の意思疎通支援者の養成を行っています。



手話通訳者の養成講座 ▶

手話通訳者や失語症意思疎通支援者の養成は、当事者とのコミュニケーションを実際に行う中で、技術や技能習得をしていきます。

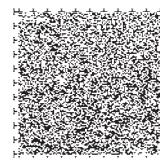


◀ 聴覚障害のある人が手話通訳を介して職員の説明を受ける様子

こうした講座等を通じて、一人でも多くのかたに障害をご理解いただき、支え合いや助け合いの輪を広げていくことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら生き活きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指していきます。

手話通訳養成講座は3月に、失語症会話パートナー養成講座は9月に目黒区公式ウェブサイトやめぐろ区報にて参加募集を行います。

皆様のご参加をお待ちしています。



現状と課題

障害のある人が地域において豊かで充実した生活を送る上で、余暇活動やスポーツ活動、芸術文化活動など多様な活動を楽しむことができる環境整備が重要です。

区では、障害のある人の余暇活動の支援や、区立障害福祉施設におけるサービスの提供時間終了後の活動の場の確保等に取り組んでいます。また、民間事業所が行う余暇活動の場には、毎回多くのかたが参加していることなどから、余暇等における活動ニーズの高さがうかがえ、更なる活動の場の確保・充実が求められています。

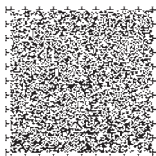
障害のある人のスポーツ活動への参加は、生活を健康的で豊かにするとともに、社会参加の一步となる重要な機会となります。区では「スポーツ基本法（平成23年施行）」に基づき、平成28年3月に「目黒区スポーツ推進計画」を策定し、障害の特性に配慮したスポーツ事業を開催するなど、障害のある人がスポーツに親しむ機会の充実を図っています。引き続き、障害者スポーツへの理解を深め、実践していくことで、障害のある人が安心してスポーツ活動に参加できる環境整備を進めていく必要があります。

障害のある人にとって、言葉にすることが難しい感情や状況をアートを通じて表現し、発表することができる場や芸術文化を鑑賞する機会の確保は、心にゆとりや豊かさをもたらすとともに、障害の有無にかかわらず相互に理解と交流を進めていくために重要です。区では、「障がい者アート展」の開催などにより、障害のある人の芸術文化活動を推進しています。今後も活動の裾野をより広げていくため、芸術文化活動への参加機会等の更なる充実を図っていく必要があります。

また、障害のある人が自主的に社会に参加し、より豊かな生活を送るための力を身につけることができるよう、学習機会を提供しています。障害がある人がより主体的に学習に参加できるよう、参加者に応じた学習方法の工夫を重ねていく必要があります。

施策の方向性

- 余暇等における活動の場の確保・充実を図っていくため、余暇活動事業を実施する団体の増加に向けた取組や、日中一時支援の利用を希望する人を受け入れる体制の確保を図ります。また、医療的ケアが必要な児童を対象としたイベントを実施します。
- 障害のある人のスポーツ活動への参加を促進していくため、障害のある人が身近な地域でスポーツ活動を安心して継続できる機会の充実に取り組めます。
- 障害のある人が芸術文化活動に参加する機会や鑑賞する機会の充実を図っていきます。また、障害のある人が制作した作品を、より多くの方に鑑賞していただけるよう取り組めます。
- 学習機会の提供にあたっては、学習方法を工夫し、より効果的な取組としていきます。



取組 23 余暇等における活動の場の確保・充実

障害のある人の余暇活動を支援する団体の増加に向けた取組や、日中一時支援についてニーズに応じた体制の確保を図ります。また、碑文谷公園ポニー園において、医療的ケアが必要な児童を対象としたイベントを実施します。

④④ 日中一時支援の実施




区立障害福祉施設（3か所）において日中一時支援を実施し、障害のある人の通所終了後の日中活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援します。

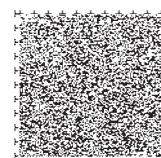
④⑤ 余暇活動の充実

余暇活動を支援する団体の増加に向けた取組を検討して実施します。

④⑥ 碑文谷公園ポニー園での乗馬体験イベントの実施

医療的ケアが必要な児童を対象に、1年に4回程度開催します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|----------------------------------|------------|--|---|
| ④④ 日中一時支援の実施(障害施策推進課) | 実施 |  | |
| ④⑤ 余暇活動の充実(障害施策推進課) | 検討 | 実施 |  |
| ④⑥ 碑文谷公園ポニー園での乗馬体験イベントの実施(道路公園課) | 新規実施 | 実施 |  |



取組 24

障害者スポーツの推進

障害のある人が身近な地域でスポーツ活動を継続して行うことができるよう環境整備を行い、障害者スポーツの推進を図っていきます。

④⑦ 障害者スポーツの参加機会の充実

誰でも楽しめる障害者スポーツが体験できるイベントを検討・実施します。

④⑧ パラスポーツ指導員 * (初級) 養成講習会の実施

障害のある人が安心してスポーツ活動に参加できるよう、パラスポーツ指導員 (初級) を養成します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| ④⑦ 障害者スポーツの参加機会の充実(スポーツ振興課) | 実施 | | |
| ④⑧ パラスポーツ指導員(初級)養成講習会の実施(スポーツ振興課) | 実施 | | |

取組 25

障害者の芸術文化活動の推進

障害のある人から応募のあった美術作品を展示する「障がい者アート展」の実施等により、障害のある人の芸術文化活動への参加の機会を提供するとともに、障害理解の促進を図ります。また、身近な場所で芸術に触れることができる場の確保に取り組みます。

④⑨ 障がい者アート展の充実

障がい者アート展において、イベント内容の充実や周知方法を工夫することで、来場者を増加します。

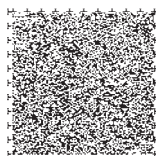
| 実施策 | R4(2022)年度※ 現状 | R8(2026)年度※ 目標 |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| ④⑨ 障がい者アート展の充実(文化・交流課) | 来場者 2,081人 | 来場者 3,000人 |

※障がい者アート展は数年おきに開催するイベントのため、R3(2021)年度及びR6(2024)年度の来場者数を現状及び目標値とする

⑤⑩ 芸術文化活動の鑑賞機会の充実

アウトリーチプログラム * の実施による身近な場所で芸術鑑賞できる機会の確保などにより、鑑賞機会の拡充を図ります。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|---------------------------|------------|------------|------------|
| ⑤⑩ 芸術文化活動の鑑賞機会の充実(文化・交流課) | 実施 | | |



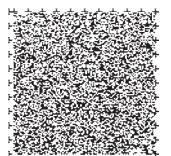
取組 26**障害のある人のための学習機会の提供**

知的障害のある人を対象に、自主的に社会に参加し、より豊かな生活を送るための力が身につくような学習機会を提供します。

⑤ 学習機会の提供

知的障害のある人が主体的に学習に参加していけるよう、参加者に応じた学習方法を工夫しながら実施します。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|------------------|----------------|--|----------------|
| ⑤ 学習機会の提供(生涯学習課) | 実施 |  | |



現状と課題

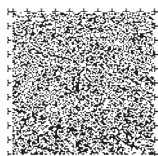
障害のある人への就労に関する支援については、目黒障害者就労支援センター、就労移行支援事業所、ハローワーク、特別支援学校 * 等が連携し、就労に必要な知識や技術の習得等の支援を行っています。目黒障害者就労支援センターでは、就労アセスメントや職業評価（実習）による、一人ひとりに合った働き方の実現に向けた支援を行っており、利用登録者数は年々増加しています。今後は、障害者の法定雇用率引き上げをはじめとした就労に関する各種制度改正が予定されており、障害のある人や事業者等からの就労に関するニーズはより増加、多様化していくことが見込まれ、これらに適切に対応していく必要があります。また、障害のある人の一般就労の拡大に伴い、雇用先との様々な問題等の増加も見込まれることから、事業者に向けた障害理解の取組も一層推進していく必要があります。

福祉的就労については、令和3年度に区内2店目となる福祉の店を開店するなど、自主生産品の販路拡大、工賃向上に向けた支援を行っています。年間工賃総額は、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時減少したものの、現在は回復傾向にあります。今後は、利用者の高齢化・障害の重度化に伴い、就労継続支援施設における作業内容の工夫と工賃向上の双方の課題に対応していく必要があります。

区においては法定雇用率の達成に向けた常勤職員としての採用に加え、令和4年度より会計年度任用職員で障害のある人を対象としたオフィス・サポーター * の採用も開始し、更なる就労の促進を行っています。

施策の方向性

- 就労を希望する障害のある人や事業者等からの相談等の増加を見据え、区の就労支援の中心となる目黒障害者就労支援センターの体制強化を図るとともに、各関係機関の連携を強化し、地域全体で障害者就労の促進を図ります。また、就労後に生じる様々な問題等について障害のある人本人と雇用先である事業者が、相互理解のもと自己解決を図ることができるよう、就労後の定着支援や、障害理解に向けた取組を進めます。
- 各事業所と連携した福祉の店の運営、区主催行事や区有施設等での販売機会を確保するとともに、販売を通じて各施設の自主生産品の魅力を伝えていくことで、就労継続支援B型事業所を中心とした就労支援施設の継続的な工賃向上を目指します。
- 引き続き、法定雇用率の達成に向けて取り組むとともに、障害のある職員が長く勤務し続けることができる職場体制の充実を図っていきます。



取組 27 障害のある人の一般就労の促進

区の就労支援事業の委託先である目黒障害者就労支援センターの体制強化や、各関係機関の連携強化に向けて取り組みます。また、就労後の職場定着に対する支援等により、障害のある人と事業所の相互理解の促進を図るなど、障害理解に向けた取組を進めます。

⑫ 目黒障害者就労支援センターの体制強化

目黒障害者就労支援センターの体制強化に向けた取組を検討して実施します。

⑬ 地域開拓の促進






障害者雇用に取り組む企業の新規開拓や雇用後の継続的な助言・支援等を行います。

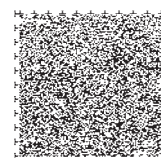
⑭ 関係機関の連携強化

地域促進コーディネーターが中心となり、区内障害者就労関係機関の連携強化を図り、地域の障害者就労を促進します。

⑮ 障害者雇用の周知・啓発

地域住民・企業に向けた障害者雇用の啓発・促進を行う就労促進フェアを開催します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|------------------------------|------------|--|---|
| ⑫目黒障害者就労支援センターの体制強化(障害施策推進課) | 検討 | 実施 |  |
| ⑬地域開拓の促進(障害施策推進課) | 実施 |  |  |
| ⑭関係機関の連携強化(障害施策推進課) | 実施 |  |  |
| ⑮障害者雇用の周知・啓発(障害施策推進課) | 実施 |  |  |



取組 28

福祉的就労における工賃向上

自主生産品の開発や魅力の発信に向けた取組や共同販売を行うなど、販路拡大を図り、工賃向上に取り組めます。

⑤6 目黒区平均工賃月額の上に向けた取組

前年度平均額より増加していくことを目標に、受注作業の仲介等を行います。

⑤7 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の周知

障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、区職員への効果的な周知を行うとともに、実績を公表します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|------------------------------------|------------|------------|------------|
| ⑤6 目黒区平均工賃月額の上に向けた取組(障害施策推進課) | 実施 | | |
| ⑤7 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の周知(障害施策推進課) | 実施 | | |

取組 29

障害のある人の区職員採用の促進及び採用後の活躍推進のための支援

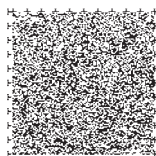
目黒区障害者活躍推進計画に沿って、障害のある人の区職員採用の促進はもとより、採用後の活躍推進のための支援に取り組めます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|------------------|------------------|------------------|
| ⑤8 法定雇用率の達成(人事課) | 2.26% | 3% |

⑤9 障害のある職員の活躍推進に向けた取組

オフィスサポーター制度の更なる周知等により、障害のある職員の活躍を推進します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|----------------------------|------------|------------|------------|
| ⑤9 障害のある職員の活躍推進に向けた取組(人事課) | 実施 | | |



基本目標 **3**

ライフステージや障害特性に応じた
自立への支援の充実

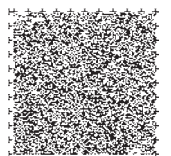


ライフステージや
障害特性に応じた
自立への支援

施策⑩ 障害福祉サービスの質の確保・向上

施策⑪ 障害特性に応じた支援

施策⑫ 障害児支援体制の充実



現状と課題

将来にわたって安定して質の高い障害福祉サービス等を提供していくためには、それを担う人材の確保・定着・育成は重要な課題です。他の福祉サービスと同様に、障害福祉分野においても人材の確保が困難な状況が継続しています。

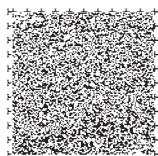
国は、障害福祉分野における人材確保の対応は重要な課題であるとし、令和6年度の報酬改定において、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、障害福祉サービス等報酬+ 1.12%の改定を行うこととするなど、人材確保に向けた対策を進めています。

区では、めぐろ福祉しごと相談会の開催や事業者の研修受講費用助成など、様々な支援を行っていますが、人材の確保・定着・育成のためには、障害福祉の仕事の魅力の発信や、職場環境の改善、事務の効率化など、区と事業者がより一層連携して取り組んでいく必要があります。

障害福祉サービスの質を高める取組として、保健福祉サービス苦情調整委員制度を設け、保健福祉サービス利用者からの苦情に対して、第三者としての立場から公平、適切、迅速に対応することによって、保健福祉サービス利用者の権利と利益の保護を図るとともに、事業者、関係機関等に対する調査等を行っています。また、区内事業所が事業の運営を円滑に行い、サービスの質の確保と適正な給付が行われるよう、指導検査を実施しています。今後も指導内容等の充実を図りながら、

施策の方向性

- 事業者と連携した障害福祉の仕事の魅力の発信強化に取り組めます。また、開始から一定期間が経過している事業について、事業者のニーズ等について改めて検証等を行い、より効果的な取組としていきます。
- 人材不足により新たな相談の受け入れが困難な状況が継続しているなど、人材の確保が喫緊の課題となっている相談支援事業所については、職場環境の改善、事務の効率化など、事業者との連携を一層強化し、人材の確保に向けた取り組みを進めます。
- 少子・高齢化の進展により、人材不足の問題は福祉分野全体で一層深刻となることを見込まれるため、介護・高齢者・障害のある人など、従来の制度・分野の枠を超えた人材の確保・育成について検討します。
- 指導検査・監査の実施にあたっては、公平性の確保に努めながら、指導内容の一層の充実を図り、指導効果を更に高めることにより、サービスの質の向上を促進します。



取組 30 人材の確保・定着・育成

めぐろ福祉しごと相談会における障害福祉の仕事の魅力の発信や、開始から一定期間が経過している事業（民間障害福祉サービス従業者養成研修事業及び障害者グループホーム等職員宿舍借上げ支援事業）について、事業者ニーズの検証等により効果的な事業展開を検討します。

⑥0 めぐろ福祉しごと相談会開催内容の充実

障害福祉における仕事の魅力発信・強化を図る取組を検討して実施します。

⑥1 民間障害福祉サービス従業者養成研修事業及び障害者グループホーム等職員宿舍借上げ支援事業の見直しに向けた検討

事業の効果や事業者ニーズの検証等による見直しの検討及び検討結果を踏まえた取組を実施します。

⑥2 相談支援事業所の人材確保・定着・育成に向けた取組

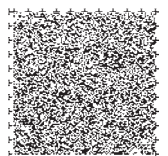
相談支援事業所と連携した人材確保に向けた取組を検討して実施します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|---|------------|------------|------------|
| ⑥0 めぐろ福祉しごと相談会開催内容の充実(障害施策推進課・高齢福祉課) | 検討 | | 実施 |
| ⑥1 民間障害福祉サービス従業者養成研修事業及び障害者グループホーム等職員宿舍借上げ支援事業の見直しに向けた検討(障害施策推進課) | 検討 | 実施 | |
| ⑥2 相談支援事業所の人材確保・定着・育成に向けた取組(障害施策推進課・障害者支援課) | 検討 | 実施 | |

取組 31 保健福祉サービスの質の確保・向上

保健福祉サービスに関する苦情等を中立的な立場で受け、保健福祉サービス利用者の権利と利益の保護を図るとともに、事業者、関係機関等に対する調査を実施し、勧告等を行うことにより、提供される保健福祉サービスの質の向上を図ります。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|---------------------------------|------------|------------|------------|
| ⑥3 保健福祉サービス苦情調整委員制度の実施(健康福祉計画課) | 実施 | | |

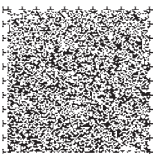


取組 32

事業者指導・監査の実施

制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点から事業者に対する実地検査を実施し、法令・基準条例等の違反や自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| ⑥ ⁴ 実地指導の実施(健康福祉計画課) | 実施 | ▶ | |



コラム 6 福祉人材の確保に取り組んでいます

福祉分野に共通する人材不足の課題解決に向けて、区では、区内障害福祉サービス事業所及び介護事業所、ハローワーク等と連携して、合同の採用相談会を年2回開催しています。



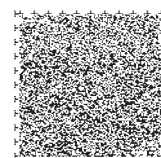
◀ 福祉のしごとの魅力等の発表の様子

相談会では、事業所による福祉のしごとの魅力等の発表や個別相談を行っています。毎回延50名程度が来場し、各事業所の相談ブースでは多くのかたが熱心に話を聴かれている姿が見られます。令和4年度には相談会をきっかけに15名のかたが採用に至りました。

今後も事業所をはじめとした関係者と協力し、相談会を通じて多くのかたに福祉のしごとの魅力を知っていただき、福祉人材の確保につなげていきます。



▶ 各事業所の相談ブースで個別相談をしている様子



現状と課題

障害には様々な種類があり、障害特性に応じた専門的な相談や支援が求められています。

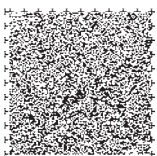
発達障害 * のある人への専門的な支援機関である「発達障害支援拠点ぽると」では、相談支援や当事者活動など、全ての年齢に対応した切れ目のない支援を行っています。相談件数は年々増加しており、更なる事業の充実や、関係機関との連携が必要です。

目黒区高次脳機能障害者支援センターでは、総合的な相談支援や日中活動の支援等を行っています。高次脳機能障害 * は外見では分かりにくく、誤解されやすい傾向にあり、障害特性について周知・啓発が必要です。

強度行動障害 * については、その障害特性から家庭や地域での生活の困難さについて相談が寄せられており、家族の心身の疲弊や精神的負担から家庭生活の崩壊、障害者虐待などの局面に発展することも少なくありません。このため、地域全体でより適切な支援が行えるよう、支援体制の整備を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 発達障害支援拠点においてアウトリーチによる相談支援や、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを対象としたペアレントプログラム * などの事業の充実を図り、支援の幅を広げていきます。
- 高次脳機能障害について、区民の障害理解促進に取り組むほか、支援者向けの講演会や勉強会の実施等により、障害特性への理解を深めていきます。
- 強度行動障害のある人について、支援ニーズの把握や実態把握を行い、支援体制の整備に向けた取組を進めます。



主な取組

取組 33 発達障害支援事業の充実

発達障害支援拠点において、ひきこもり * の状態にある人等への訪問相談や学童保育クラブ等に対する巡回相談などのアウトリーチによる相談支援を行います。また、ペアレントプログラムの実施により家族支援の充実に取り組めます。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-----------------------------|------------|------------|------------|
| ⑥5 アウトリーチによる相談支援の実施(障害者支援課) | 新規実施 | | |
| ⑥6 ペアレントプログラムの実施(障害者支援課) | 検討 | 実施 | |

取組 34 高次脳機能障害のある人への支援

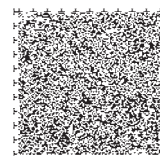
目黒区高次脳機能障害者支援センターにおいて、全年齢に対する総合的な相談支援や講演会など普及啓発活動を実施します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| ⑥7 高次脳機能障害の周知啓発(障害者支援課) | 実施 | | |

取組 35 強度行動障害のある人の支援体制整備

福祉サービス事業所・特別支援学級・障害者団体等の関係機関へのアンケート調査及びヒアリングによる支援ニーズの把握や、困難事例など事例検討による実態把握を行い、課題の整理及び必要な支援体制を検討します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|--------------------|------------|------------|------------|
| ⑥8 支援体制の整備(障害者支援課) | 実態調査 | 検討 | |



現状と課題

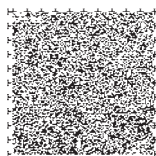
目黒区児童発達支援センターでは、児童福祉法に基づく児童発達支援や障害児相談支援を実施しており、利用者は年々増加の一途をたどっています。また、令和2年度からは保育所等訪問支援^{*}を開始して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行っています。令和4年に改正された児童福祉法では、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として明確化され、今後は、地域資源を重ね合わせた支援体制を整備する中核として機能することがより一層求められています。

医療的ケアが必要な児童等に対する支援では、「重症心身障害児^{*} 通所支援事業所あいりいず」における就学前及び就学後の療育の提供のほか、保育園や児童館における支援体制の充実や保育環境の整備を進めています。また、医療的ケア児支援関係機関協議会を設置し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議及びネットワークの構築を図っています。医療的ケア児が地域で安心して暮らしていくためには、今後も支援体制の更なる充実に向けた取組を進めていく必要があります。

区では、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備しています。学校教育においては、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくことが求められています。

施策の方向性

- 目黒区児童発達支援センターにおいて、障害のある児童と家族が、地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を提供するとともに、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくための体制強化に向けた取組を進めます。また、発達障害支援拠点等の地域の事業所との関係性の構築、連携の強化を図ります。
- 重症心身障害児（医療的ケア児を含む）及びその家族への支援に関する、人材確保や施設整備などの様々な課題について、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議を行い、連携の強化を図りながら、支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。
- 児童館・学童保育クラブにおいては、引き続き障害のある児童の受け入れを実施し、地域の子どもたちと共に認め合い育ちあえる豊かな生活の場を提供します。また、障害児保育に関する職員の研修や、専門指導員による巡回指導等により、インクルーシブ保育の充実に取り組んでいきます。
- 区立学校・園における校内支援体制の整備や心のバリアフリーの推進、特別支援教育の専門性をもつ教員の育成、小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実等、インクルーシブ教育システム^{*}の構築に向けた特別支援教育を推進していきます。



取組 36 児童発達支援センターの機能強化

目黒区児童発達支援センターに求められる中核的な機能を踏まえた体制の強化を図りながら、相談支援体制の充実、区内障害児通所支援事業所との関係性の構築・連携強化を目的とした場を創設します。また、地域の支援力向上に向けた区内事業所等合同学習会を実施します。

⑥9 相談支援体制の強化


相談支援専門員の増員や相談受付時のシステム化等、相談体制強化のための対策を進めます。

⑦0 関係機関の連携及び情報共有・発信の強化

関係機関の連携及び情報共有・発信の強化に向けた場の創設及び定期的な運営に取り組みます。

⑦1 地域の障害児関係事業所の支援力向上

区内事業所等との合同学習会を実施し、地域全体で支援力の向上を図っていきます。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|--------------------------------|------------|--|---|
| ⑥9 相談支援体制の強化(障害者支援課) | 検討 |  | 実施 |
| ⑦0 関係機関の連携及び情報共有・発信の強化(障害者支援課) | 検討 | 実施 |  |
| ⑦1 地域の障害児関係事業所の支援力向上(障害者支援課) | 実施 |  | |

取組 37 重症心身障害児（医療的ケア児を含む）及びその家族への支援

医療的ケア児支援関係機関協議会において、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による支援体制の充実に向けた協議を行います。また、重症心身障害児を介護する家族への支援として、在宅レスパイト * 事業を実施するとともに、地域における医療的ケア児に対する支援体制整備の促進と安定的な事業運営を図るための補助制度について検討します。

⑦2 医療的ケア児支援関係機関協議会の開催

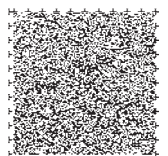
保健・医療・福祉・教育等の関係機関が様々な課題について協議するとともに連携の強化を図ります。

⑦3 在宅レスパイト事業の実施

在宅で重症心身障害児者等を介護している家族等の負担軽減を図るため、家族等が行っている医療的ケアを訪問看護師が一定時間代替する在宅レスパイト事業を実施します。

⑦4 支援体制の強化

医療的ケア児及び重症心身障害児放課後等支援における体制の強化に向けて、補助制度の創設に向けて取り組みます。



| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| ⑦② 医療的ケア児支援関係機関協議会の開催(障害者支援課) | 実施 | | |
| ⑦③ 在宅レスパイト事業の実施(障害者支援課) | 実施 | | |
| ⑦④ 支援体制の強化(障害者支援課) | 検討 | 実施 | |

取組 38

保育園・児童館・学童保育クラブでの障害児の受け入れ

障害のある児童を保育園・児童館・学童保育クラブにおいて受け入れるとともに、インクルーシブ保育の充実に向けて取り組んでいきます。

⑦⑤ 障害児保育に関する支援の質の向上

障害児保育に関する専門的な知識及び保育力の向上に向けた研修を実施します。

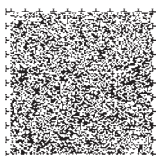
⑦⑥ 保育内容の充実に向けた取組

各保育所への訪問支援を行い、個別に支援を必要とする児童のより良い発達をめざし、個々のケースについて具体的な指導を行い、保育内容の充実を図ります。

⑦⑦ 関係機関の連携強化

障害児の受け入れにあたっては、児童とその保護者の支援が適切に行われるよう、関係機関との連携を更に強化します。

| 実施策 | R6(2024)年度 | R7(2025)年度 | R8(2026)年度 |
|--------------------------|------------|------------|------------|
| ⑦⑤ 障害児保育に関する支援の質の向上(保育課) | 実施 | | |
| ⑦⑥ 保育内容の充実に向けた取組(保育課) | 実施 | | |
| ⑦⑦ 関係機関の連携強化(子育て支援課) | 実施 | | |



共生社会の実現を目指すとともに障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共にいきいきと学ぶことができるよう、教職員、児童・生徒、保護者・区民への理解啓発を継続的に実施しつつ、交流及び共同学習の充実を図ります。

また、目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の評価・検証を踏まえた新たな計画を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を更に進めていきます。

| 実施策 | R4(2022)年度 現状 | R8(2026)年度 目標 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| ⑦⑧ 特別支援教育に関する校内研修実施校の割合の増加(教育支援課) | 48% | 80%以上 |

⑦⑨ 特別支援教育講演会の実施





保護者や区民を対象とした特別支援教育に関する講演会を開催し理解啓発を図ります。

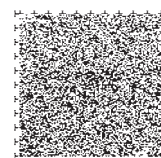
⑧⑩ 特別支援学級設置校での交流及び共同学習実施体制整備

交流及び共同学習重点支援校を指定し、指導主事による継続的な指導・支援を実施します。

⑧⑪ 目黒区特別支援教育推進計画（第五次）の策定・実施

目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の評価・検証を踏まえた新たな計画を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を更に進めていきます。

| 実施策 | R6(2024) 年度 | R7(2025) 年度 | R8(2026) 年度 |
|-------------------------------------|----------------|--|---|
| ⑦⑨ 特別支援教育講演会の実施(教育支援課) | 実施 |  |  |
| ⑧⑩ 特別支援学級設置校での交流及び共同学習実施体制整備(教育支援課) | 実施 |  |  |
| ⑧⑪ 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)の策定・実施(教育支援課) | 策定 | 実施 |  |



コラム7 児童発達支援センターって何だろう？

児童発達支援センターは、発達に心配や偏りがみられる児童や障害のある児童とその保護者の方へ、馴染みのある身近な地域で支援を提供する、地域の障害児支援の中心的な役割を担っている施設です。

区内には、目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園(目黒区中央町二丁目23番24号)があります。

目黒区児童発達支援センターは、就学前の幼児を対象に、子どもたちが定期的に通って自立に必要な技能や知識などの習得や、日常生活に必要な基本動作、集団生活に対応していくための療育を行う「児童発達支援事業」や、18歳になるまでの発達に支援の必要な子どもと保護者の方からの様々な相談を受けている「相談支援事業」、また、保育所や幼稚園、学校などの施設を訪問し、集団生活へ対応するための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援事業」を行っています。

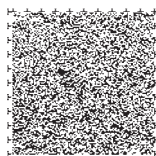
子どもたちの健やかな成長を願い、子育てのサポートを行っている様々な支援機関とつながりを持って、子どもたちやその家族の方への支援、事業所への支援を行っています。



▲サーキットルーム



▲集団療育で使用している教材



第5章 第7期目黒区障害福祉計画

1

令和8年度における成果目標

国の基本指針等に基づき、令和8年度までに達成すべき成果目標及び目標達成に必要なサービス等の見込量を設定します。

また、見込み量の設定にあたっては、利用実績、新規利用者の見込み、現在の利用傾向、障害者計画策定に関する調査結果、障害のある人のニーズ等を踏まえて指標を設定しました。

施設入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害のある人の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、相談支援体制の強化やグループホームなどにおける障害のある人の重度化・高齢化への対応など、地域で障害のある人を受け入れる体制づくりを進めます。

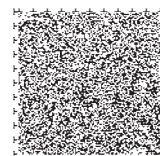
| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|----------------------|------|--------------------|
| 令和8年度末時点における地域移行者数 | 9人以上 | 令和4年度末時点の施設入所者数の6% |
| 令和8年度末時点における施設入所者削減数 | 8人以上 | 令和4年度末時点の施設入所者数の5% |

地域生活支援の充実

障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、平成29年度に開設した地域生活支援拠点について、支援の実績等を踏まえた検証等による機能の充実に取り組んでいきます。

また、強度行動障害のある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めます。

| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|----------------------------|-------|-----------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の設置 | 設置済み | |
| 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数 | 1人以上 | 障害のある人に関する知識と経験を持つ相談支援専門員の有資格者を配置 |
| 支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 | 年1回以上 | 障害者自立支援協議会等において、運用状況の検証・検討 |
| 強度行動障害者児の支援体制に関する検討 | 年2回以上 | 障害者自立支援協議会等において、支援体制整備構築に向けた協議 |



福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人の法定雇用率引き上げをはじめとした就労に関する各種制度改正が予定されています。障害のある人の一般就労への支援や就職後の定着支援の更なる推進が求められていることから、引き続き事業者と連携を図りながら、障害のある人の一般就労への移行や定着支援を進めます。また、目黒障害者就労支援センターを中心として企業における障害者雇用に対する理解促進を図っていきます。

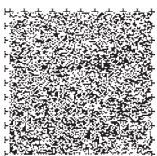
| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|---|--------|-----------------------------|
| 令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数 | 30人以上 | 令和3年度の一般就労への移行者数23人の1.28倍以上 |
| 令和8年度中の就労移行支援の一般就労への移行者数 | 24人以上 | 令和3年度の一般就労への移行者数18人の1.31倍以上 |
| 令和8年度における就労移行支援利用終了者のうち、一般就労に移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数 | 3事業所以上 | |
| 令和8年度中の就労継続支援A型の一般就労への移行者数 | 3人以上 | 令和3年度の一般就労への移行者数2人の1.29倍以上 |
| 令和8年度中の就労継続支援B型の一般就労への移行者数 | 3人以上 | 令和3年度の一般就労への移行者数2人の1.28倍以上 |
| 令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数 | 30人以上 | 令和3年度実績21人の1.41倍以上 |
| 区内就労定着支援事業所のうち、令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所数 | 1事業所以上 | |

相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターの機能強化

相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターの体制強化に取り組み、基幹相談支援センターによる相談支援事業所への総合的な相談対応等の機能の充実を図っていきます。

| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|----------------------------|--------|---------------------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置済み | |
| 相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数 | 年60回以上 | 区内相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を実施 |
| 相談支援事業所の人材育成の支援件数 | 年3回以上 | スーパーバイズを用いた研修等の実施回数 |
| 相談機関との連携強化の取組の実施 | 年12回以上 | 障害者自立支援協議会相談支援部会等の開催回数 |
| 個別事例の支援内容の検証の実施 | 年3回以上 | 専門性のある事例検討会の開催回数 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 | 3人以上 | |



目黒区障害者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

令和4年に改正された障害者総合支援法を踏まえ、協議会の機能強化・役割の明確化を図るための体制等の見直しに取り組み、相談事例等から地域課題を抽出・協議できる仕組みづくりを進めます。

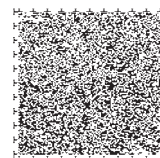
| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|--------------------|-------|-----------------------|
| 相談事例等による地域課題の抽出・協議 | 年2回以上 | 目黒区障害者自立支援協議会における協議回数 |
| 協議会の委員構成 | | 体制の見直しの中で検討 |
| 協議会の専門部会の設置数・実施回数 | | 体制の見直しの中で検討 |

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくために必要な継続的な治療への支援や、地域での生活を支えていくため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を図りながら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を更に進めていく必要があります。

「目黒区精神保健医療福祉推進協議会」を設置し、医療を中心とした連携強化に取り組み、今後の地域での支援のあり方や、取組の拡充について検討を進めていきます。ピアサポートの検討会においては、当事者、当事者家族の参画を図っていきます。

| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|------------------------|-------|-----------------------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催 | 年2回以上 | 目黒区精神保健医療福祉推進協議会の開催回数 |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施 | 年2回以上 | |
| 協議の場への当事者、当事者家族の参加 | | ピアサポート検討会において検討 |



発達障害のある人等に対する支援

発達障害のある人等の早期発見・早期支援には、障害のある人及びその家族への支援が重要です。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング*・ペアレントプログラム等による支援体制を構築するとともに、支援プログラム等の実施者やペアレントメンター*を地域で養成することが重要です。

発達障害支援拠点ぼるとや目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園を中心に保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を進めていきます。

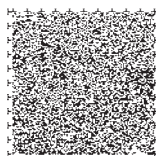
| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|-----------------------------|---------|------------------|
| ペアレントトレーニング等による保護者への支援体制の構築 | 体制構築 | 令和8年度までに実施 |
| ペアレントトレーニング等の実施体制の構築 | 体制構築 | 令和8年度までに実施 |
| ペアレントメンターの養成 | 養成研修の実施 | 令和8年度までに実施 |

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に区職員が参加するとともに、過誤の請求を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため取組を進めます。

| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|-----------------------------|-------|------------------------------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修への参加 | 年8人以上 | 都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員参加人数 |
| 自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制 | 年1回以上 | 過誤請求の削減に向けた区内事業所への周知回数 |



訪問系サービス

居宅介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 5,296時間 | 5,310時間 | 5,272時間 | 5,298時間 | 5,324時間 | 5,351時間 |
| 利用人数 | 253人 | 272人 | 279人 | 288人 | 297人 | 306人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

重度訪問介護

重度の肢体不自由者、行動に著しい困難を有する重度の知的障害のある人・精神障害のある人で常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等や外出時の介護などを総合的に行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 10,362時間 | 10,165時間 | 11,351時間 | 11,939時間 | 12,527時間 | 13,115時間 |
| 利用人数 | 29人 | 28人 | 30人 | 31人 | 32人 | 33人 |

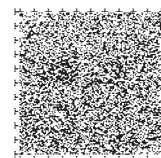
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援助を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 580時間 | 581時間 | 648時間 | 665時間 | 683時間 | 701時間 |
| 利用人数 | 28人 | 29人 | 31人 | 33人 | 35人 | 37人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の移動支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 51時間 | 50時間 | 52時間 | 52時間 | 52時間 | 52時間 |
| 利用人数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が著しく高い方に対して、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 730時間 | 730時間 | 730時間 |
| 利用人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

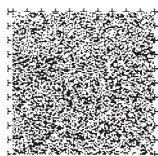
日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする方に対して、主に日中、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護や創作的活動・生産活動の機会の提供等、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 6,513日分 | 6,614日分 | 6,989日分 | 7,177日分 | 7,370日分 | 7,568日分 |
| 利用人数 | 332人 | 337人 | 347人 | 353人 | 359人 | 365人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション等の支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 35日分 | 19日分 | 19日分 | 19日分 | 19日分 | 19日分 |
| 利用人数 | 4人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、一定期間、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練等の支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 217日分 | 320日分 | 261日分 | 287日分 | 316日分 | 348日分 |
| 利用人数 | 20人 | 28人 | 25人 | 29人 | 34人 | 39人 |

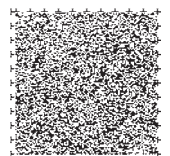
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

就労移行支援

企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 1,104日分 | 1,086日分 | 1,261日分 | 1,417日分 | 1,592日分 | 1,789日分 |
| 利用人数 | 67人 | 64人 | 72人 | 80人 | 89人 | 98人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 253日分 | 256日分 | 251日分 | 250日分 | 249日分 | 248日分 |
| 利用人数 | 14人 | 15人 | 13人 | 13人 | 13人 | 13人 |

(※) 令和 5 年度は、前年度の実績等に基づいた推計

就労継続支援 B 型

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づかないで、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 4,933日分 | 4,592日分 | 5,235日分 | 5,393日分 | 5,556日分 | 5,724日分 |
| 利用人数 | 300人 | 304人 | 308人 | 313人 | 318人 | 323人 |

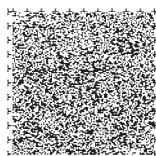
(※) 令和 5 年度は、前年度の実績等に基づいた推計

就労定着支援

一般企業に就職した障害のある人について、就労が継続できるよう企業との必要な相談・助言等や連絡調整など、一定期間、職場定着に向けた支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 38日分 | 31日分 | 23日分 | 24日分 | 25日分 | 26日分 |
| 利用人数 | 21人 | 20人 | 19人 | 20人 | 21人 | 22人 |

(※) 令和 5 年度は、前年度の実績等に基づいた推計



療養介護

医療的ケアと常に介護を必要とする障害のある人に対して、主に日中、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のサービスを行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 789日分 | 776日分 | 772日分 | 782日分 | 792日分 | 802日分 |
| 利用人数 | 26人 | 26人 | 25人 | 25人 | 25人 | 25人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

短期入所

介護者が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間、夜間も含めて施設において、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。福祉施設に入所する福祉型と、医療施設に入所する医療型があります。

福祉型

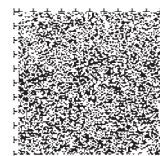
| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 256日分 | 319日分 | 340日分 | 352日分 | 364日分 | 377日分 |
| 利用人数 | 55人 | 66人 | 70人 | 71人 | 72人 | 73人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

医療型

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 34日分 | 31日分 | 16日分 | 20日分 | 24日分 | 28日分 |
| 利用人数 | 7人 | 6人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）に入所または入居している障害のある人が、単身生活へ移行する援助を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 13日分 | 17日分 | 18日分 | 21日分 | 25日分 | 30日分 |
| 利用人数 | 2人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の援助を行います。

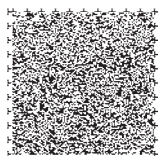
| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 5,435日分 | 5,669日分 | 5,989日分 | 6,341日分 | 6,714日分 | 7,109日分 |
| 利用人数 | 202人 | 213人 | 220人 | 232人 | 244人 | 257人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

区内の共同生活援助（グループホーム）

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 設置数 | 17か所 | 18か所 | 18か所 | 18か所 | 18か所 | 19か所 |
| 利用定員数 | 113人 | 117人 | 117人 | 120人 | 120人 | 125人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



施設入所支援

グループホーム等での対応が困難な障害のある人に対して、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 4,083日分 | 4,199日分 | 4,435日分 | 4,616日分 | 4,805日分 | 5,002日分 |
| 利用人数 | 138人 | 142人 | 148人 | 153人 | 159人 | 165人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害のある人の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 利用人数 | 222人 | 239人 | 269人 | 299人 | 332人 | 369人 |

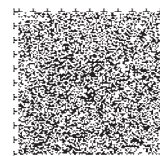
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 5日分 | 2日分 | 7日分 | 9日分 | 11日分 | 13日分 |
| 利用人数 | 7人 | 5人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

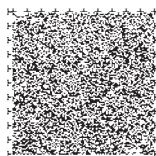


地域定着支援

単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 0日分 | 0日分 | 0日分 | 3日分 | 3日分 | 6日分 |
| 利用人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 2人 |

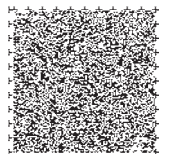
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



訪問系サービス

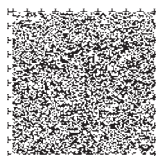
| サービス種別 | サービス確保のための方策 |
|------------|--|
| 居宅介護 | 現在、区内には居宅介護事業所が51事業所あります。サービス提供体制の充実に向けて、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 重度訪問介護 | 現在、区内には重度訪問介護事業所が47事業所あります。サービス提供体制の充実のために、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 同行援護 | 現在、区内には同行援護事業所が9事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 行動援護 | 現在、区内には行動援護事業所はありません。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 重度障害者等包括支援 | 現在、区内には重度障害者等包括支援事業所はありません。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |

(※) 令和5年9月末現在の情報



| サービス種別 | サービス確保のための方策 |
|---------------|--|
| 生活介護 | 現在、区内には生活介護事業所が8事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 自立訓練(機能訓練) | 現在、区内には自立訓練(機能訓練)事業所はありません。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 自立訓練(生活訓練) | 現在、区内には、自立訓練(生活訓練)事業所が2事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 就労移行支援 | 現在、区内には就労移行支援事業所が6事業所あります。目黒障害者就労支援センターと連携しながら、適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 就労継続支援A型 | 現在、区内には就労継続支援A型事業所が2事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 就労継続支援B型 | 現在、区内には就労継続支援B型事業所が16事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 就労定着支援 | 現在、区内には就労定着支援事業所が2事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 就労選択支援 | 令和7年度に開始予定のサービスであるため、現在区内に就労選択支援事業所はありません。サービス開始後は、目黒障害者就労支援センターと連携しながら、適切なサービスの提供に取り組めます。 |
| 療養介護 | 現在、区内には療養介護事業所はありません。都や療養介護実施事業者と連携しながら、必要な情報提供等に取り組めます。 |
| 短期入所(福祉型・医療型) | 現在、区内には短期入所事業所が7事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 短期入所(医療型)については、都や短期入所(医療型)実施事業者と連携しながら、必要な情報提供等に取り組めます。 |

(※) 令和5年9月末現在の情報



居宅・入所サービス

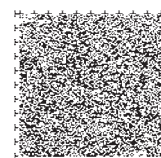
| サービス種別 | サービス確保のための方策 |
|-----------------|---|
| 自立生活援助 | 現在、区内には自立生活援助事業所が1事業所あります。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 現在、区内には共同生活援助(グループホーム)事業所が21事業所あります。需要が高いサービスであるため、更なる人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 また、障害のある人の高齢化等を踏まえ、障害の重度化に対応できる事業所の確保にも取り組めます。 |
| 施設入所支援 | 現在、区内には施設入所支援事業所が2事業所あります。利用者の状況を踏まえた適切なサービスの提供に取り組めます。 |

(※) 令和5年9月末現在の情報

相談支援

| サービス種別 | サービス確保のための方策 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 現在、区内には計画相談支援事業所が11事業所あります。相談支援専門員は特に不足しているため、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 地域移行支援 | 現在、区内には地域移行支援事業所が2事業所あります。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 地域定着支援 | 現在、区内には地域定着支援事業所が2事業所あります。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |

(※) 令和5年9月末現在の情報



必須事業

理解促進研修・啓発事業

「社会的障壁」を解消するため、障害のある人と無い人の交流事業「めぐろふれあいフェスティバル」の実施や区民向けに障害者差別解消講演会を開催します。

自発的活動支援事業

重症心身障害児の余暇活動支援を行い、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

障害者相談支援事業

障害のある人の自立した日常生活・社会生活をサポートするため、本人や家族など介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

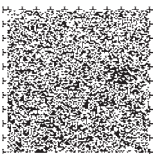
目黒区基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言等を行い、相談支援機能の強化を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に実施できる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援することにより障害のある人の権利擁護を図ります。

実施体制

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 障害者相談支援事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |



成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のある人の財産管理や福祉サービスの利用契約等に後見人等の援助が必要な場合について、申し立てに必要な経費及び後見人等の報酬等を補助します。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 利用人数 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

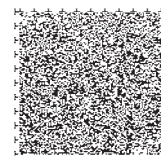
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 年間実利用人数 | 22人 | 25人 | 25人 | 27人 | 29人 | 31人 |
| 年間延べ利用人数 | 137人 | 99人 | 150人 | 156人 | 162人 | 168人 |
| 手話通訳者配置数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 介護・訓練支援器具 | 月1件 | 月1件 | 月1件 | 月1件 | 月1件 | 月1件 |
| | 年15件 | 年6件 | 年10件 | 年12件 | 年14件 | 年16件 |
| 自立生活支援用具 | 月3件 | 月3件 | 月3件 | 月3件 | 月3件 | 月3件 |
| | 年36件 | 年29件 | 年33件 | 年35件 | 年37件 | 年39件 |
| 在宅療養等支援用具 | 月2件 | 月2件 | 月2件 | 月2件 | 月2件 | 月2件 |
| | 年22件 | 年23件 | 年23件 | 年24件 | 年25件 | 年26件 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 月4件 | 月3件 | 月4件 | 月4件 | 月4件 | 月4件 |
| | 年54件 | 年33件 | 年45件 | 年47件 | 年49件 | 年51件 |
| 排せつ管理支援用具 | 月273件 | 月280件 | 月287件 | 月290件 | 月295件 | 月300件 |
| | 年3,274件 | 年3,354件 | 年3,444件 | 年3,480件 | 年3,540件 | 年3,600件 |
| 居宅生活動作補助用具 | 月1件 | 月1件 | 月1件 | 月1件 | 月1件 | 月1件 |
| | 年9件 | 年3件 | 年13件 | 年14件 | 年15件 | 年16件 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 年間実利用人数 | | 79人 | 95人 | 100人 | 105人 | 110人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

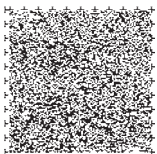
(※) 新型コロナウイルス感染症の影響により、R3（2021）年度は実施せず。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 5,091日分 | 5,570日分 | 5,873日分 | 6,192日分 | 6,529日分 | 6,884日分 |
| 利用人数 | 312人 | 342人 | 357人 | 373人 | 389人 | 406人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



地域活動支援センター

障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を実施します。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 設置数 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| 月間利用延べ人数 | 1,473人 | 1,483人 | 1,838人 | 1,858人 | 1,878人 | 1,898人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

任意事業

福祉ホーム事業

東が丘障害福祉施設において、住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 実施数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 利用人数 | 7人 | 6人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |

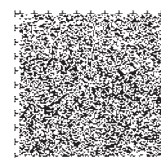
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

訪問入浴サービス事業

目黒区心身障害者センターあいアイ館において、身体障害者手帳2級以上の交付を受けた64歳以下の人で、自宅での入浴が困難な人を対象に、自宅に浴槽を搬入し、入浴、洗体、洗髪、洗顔等のサービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 月間延べ利用人数 | 38人 | 33人 | 28人 | 32人 | 36人 | 40人 |
| 年間延べ利用人数 | 450人 | 394人 | 340人 | 388人 | 436人 | 484人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



社会参加支援事業

障害により文字による情報入手が困難な人のために、点字新聞の購読料補助や、区報のデジ版の発行を行います。障害のある人の日常生活の利便性向上と生活圏拡大のために、自動車運転免許教習料助成及び自動車改造費の助成を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 点字新聞購読料補助 | 4人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 区報デジ版 | 4人 | 4人 | 5人 | 5人 | 6人 | 6人 |
| 自動車運転免許教習料助成 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 自動車改造費助成 | 1人 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

日中一時支援

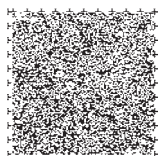
目黒本町福祉工房・大橋えのき園・下目黒福祉工房において、日中の通所後における障害のある人の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的に、利用時間外活動支援事業（日中一時支援）を実施します。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 実施施設数 | 2箇所 | 2箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |
| 月間延べ利用人数 | 94人 | 174人 | 243人 | 297人 | 351人 | 405人 |
| 年間延べ利用人数 | 1,127人 | 2,090人 | 2,901人 | 3,549人 | 4,197人 | 4,845人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

障害者虐待防止対策支援事業

障害者支援課内に設置されている障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その他適切な支援のため、地域における関係行政機関、関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図るために、研修や普及啓発等を行います。



第6章 第3期目黒区障害児福祉計画

1 令和8年度における成果目標

国の基本指針等に基づき、令和8年度までに達成すべき成果目標及び目標達成に必要なサービス等の見込み量を設定します。また、見込み量の設定にあたっては、利用実績、新規利用者の見込み、現在の利用傾向、障害者計画策定に関する調査結果、障害のある人のニーズ等を踏まえて指標を設定しました。

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

令和4年に改正された児童福祉法により、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として明確化され、今後は、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備する中核として機能することが求められます。

また、令和2年度から、目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園において保育所等訪問支援を開始し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行っています。

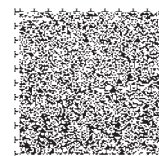
児童発達支援センターを含む地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、関連する施設との密接な連携を図るとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。

| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|------------------------------------|------|-----------------------------------|
| 児童発達支援センターを1箇所以上設置 | 設置済み | |
| 障害児の地域社会の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 | 体制構築 | 障害児通所支援事業所との関係性の構築・連携強化を目的とした場の創設 |

重症心身障害児（医療的ケアを含む）に対する支援体制の充実

目黒区においては、令和2年度から「重症心身障害児通所支援事業所あいりいず」を開設して、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が地域で必要な支援を円滑に受けられることができるよう、就学前及び就学後の療育体制整備を図っています。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議及びネットワーク構築を図るため、医療的ケア児支援関係機関協議会の設置や医療的ケア児等コーディネーター * の配置により、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対する支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。



| 活動指標 | 目標値 | 国の基本指針に基づく設定の考え方 |
|--|-------|------------------------------|
| 重症心身障害児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保 | 確保済み | |
| 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置 | 設置済み | |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 16人以上 | 年間2人以上コーディネーターを養成(令和5年度 10人) |

2 必要なサービス見込量（1か月あたり）

障害児通所支援

児童発達支援

就学前の障害のある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 1,906日分 | 2,162日分 | 2,355日分 | 2,490日分 | 2,633日分 | 2,784日分 |
| 利用人数 | 330人 | 369人 | 386人 | 409人 | 433人 | 459人 |

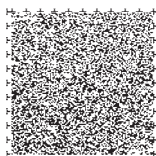
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

放課後等デイサービス

就学している障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための必要な訓練等を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 3,212日分 | 3,310日分 | 3,568日分 | 3,761日分 | 3,964日分 | 4,178日分 |
| 利用人数 | 358人 | 373人 | 394人 | 413人 | 433人 | 454人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



保育所等訪問支援

専門の児童指導員や保育士が障害のある児童が在籍する保育所などを訪問し、障害のある児童が集団生活に適應するための専門的な支援や施設職員への助言等を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 27日分 | 70日分 | 99日分 | 112日分 | 125日分 | 138日分 |
| 利用人数 | 14人 | 32人 | 44人 | 49人 | 54人 | 59人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

医療型児童発達支援

肢体や体幹に障害のある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識の付与または集団生活への適應のための訓練と合わせて治療を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 5日分 | 10日分 | 10日分 | 14日分 | 20日分 | 20日分 |
| 利用人数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

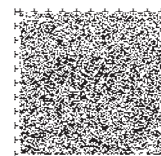
(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| サービス量 | 5日分 | 4日分 | 1日分 | 2日分 | 3日分 | 4日分 |
| 利用人数 | 2人 | 1人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計



障害児相談支援

障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所施設を利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、通所開始後一定期間ごとにモニタリングを行います。

| | 実績 | | | 見込量 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) |
| 利用人数 | 50人 | 38人 | 58人 | 60人 | 63人 | 66人 |

(※) 令和5年度は、前年度の実績等に基づいた推計

3 サービス確保のための方策

障害児通所支援

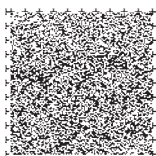
| サービス種別 | サービス確保のための方策 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 現在、区内には児童発達支援事業所が16事業所あります。児童発達支援センターと連携してサービス提供体制の充実に向けて、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 放課後等デイサービス | 現在、区内には放課後等デイサービス事業所が17事業所あります。児童発達支援センターと連携してサービス提供体制の充実に向けて、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 保育所等訪問支援 | 現在、区内には保育所等訪問支援事業所が5事業所あります。児童発達支援センターと連携してサービス提供体制の充実に向けて、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 医療型児童発達支援 | 現在、区内には医療型児童発達支援事業所がありません。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 現在、区内には居宅訪問型児童発達支援事業所が1事業所あります。関係機関と連携して人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |

(※) 令和5年9月末現在の情報

障害児相談支援

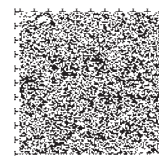
| サービス種別 | サービス確保のための方策 |
|---------|--|
| 障害児相談支援 | 現在、区内には障害児相談支援事業所が7事業所あります。計画相談支援と同じく、相談支援専門員は特に不足しているため、人材の育成や事業所の確保に取り組んでいきます。 |

(※) 令和5年9月末現在の情報

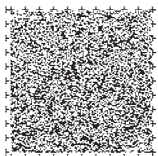


目黒区地域福祉審議会・計画改定専門委員会における検討経過

| 開催日 | 地域福祉審議会 | 計画改定専門委員会 | 内容 |
|-----------|----------|-----------|--|
| 令和4年7月29日 | 令和4年度第1回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「保健医療福祉計画」、「介護保険事業計画」及び「障害者計画」の改定について(諮問) ・審議会の進め方等について ・目黒区保健医療福祉計画令和3年度の実績、計画目標に対する評価報告について ・目黒区介護保険の利用状況(計画と実績)について ・目黒区障害者計画令和3年度の実績、計画目標に対する評価報告について |
| 8月23日 | 第2回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定専門委員会への付託事項について ・第9期介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査の実施について ・障害者計画改定に伴うアンケート調査の実施について |
| 10月4日 | | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・付託事項の進め方について ・付託事項「各計画の基本理念」の検討 ・付託事項「地域共生社会の実現の推進」の検討 |
| 11月7日 | | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・付託事項「地域共生社会の実現の推進」の検討 |
| 12月7日 | 第3回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定専門委員会の検討状況について |
| 令和5年1月13日 | | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・付託事項「地域共生社会の実現の推進」の検討 ・付託事項「生涯現役社会・エイジレス社会の推進」の検討 |
| 3月2日 | 第4回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定専門委員会の検討状況について ・障害者自立支援協議会からの意見について ・第9期介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査、目黒区障害者計画策定に関する調査の結果(速報)について |
| 3月27日 | | 第4回 | <ul style="list-style-type: none"> ・付託事項「障害への理解促進・障害のある人への支援の充実」の検討 |
| 4月28日 | | 第5回 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京都社会福祉審議会意見具申について ・付託事項「各計画の基本理念」について ・計画改定専門委員会における検討のまとめについて |
| 5月24日 | 令和5年度第1回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定専門委員会における検討のまとめについて ・第9期介護保険事業計画基礎調査及び高齢者の生活に関する調査、目黒区障害者計画策定に関する調査の実施結果について |



| 開催日 | 地域福祉 審議会 | 計画改定 専門委員会 | 内容 |
|--------------------|-------------|---------------|--|
| 6月23日 | 第2回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について(中間のまとめ(案))」について ・中間のまとめの周知・意見募集及び「地域福祉を考えるつどい」の開催について ・目黒区保健医療福祉計画令和4年度の実績、計画目標に対する評価報告について ・目黒区介護保険の利用状況(計画と実績)について ・目黒区障害者計画令和4年度の実績、計画目標に対する評価報告について |
| 7月15日 ～ 8月7日 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめに対する意見募集の実施 【意見提出】 計14 内訳:個人 8、団体 6 【意見の延件数】計37 内訳:個人18、団体19 (地域福祉を考えるつどい参加者の意見を含む) |
| 7月31日 | | | <p>地域福祉審議会主催「地域福祉を考えるつどい」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 7月31日(月)午後6時30分～8時40分 ・会場 中目黒GTプラザホール ・参加者 53人 ・周知 区報 7/15号、区ホームページ、公営掲示板等 |
| 9月6日 | 第3回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめに対する意見募集の実施結果及び「地域福祉を考えるつどい」開催結果について ・「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について(答申)(案)」について |
| 9月15日 | | | <p>地域福祉審議会が答申「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について(答申)」</p> |
| 12月6日 | 第4回 | | <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区保健医療福祉計画改定素案について ・第9期目黒区介護保険事業計画素案について ・目黒区障害者計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)改定素案について |

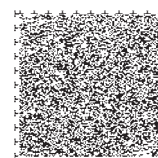


障害施策推進担当者会議

| 開催日 | 回 | 内容 |
|----------|-----|--|
| 令和5年7月3日 | 第1回 | 目黒区障害者計画(第7期目黒区障害福祉計画・第3期目黒区障害児福祉計画)改定について |
| 11月7日 | 第2回 | 目黒区障害者計画(第7期目黒区障害福祉計画・第3期目黒区障害児福祉計画)改定素案について |
| 令和6年2月5日 | 第3回 | 目黒区障害者計画(第7期目黒区障害福祉計画・第3期目黒区障害児福祉計画)改定案について |

パブリックコメント及び区民説明会

| 開催日 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| 令和5年12月1日から 令和6年1月12日まで | 目黒区障害者計画(第7期目黒区障害福祉計画・第3期目黒区障害児福祉計画)改定素案に対するパブリックコメントの実施 |
| (第1回)令和5年12月10日 (第2回)令和5年12月12日 | 区民説明会開催 |



目黒区地域福祉審議会委員名簿

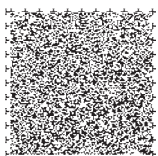
任期：令和4年7月18日から令和6年7月17日まで

【審議会】◎会長 ○副会長 【計画改定専門委員会】◆委員長 ◇副委員長 △委員

| 氏名 | 所属等 |
|---|---|
| 学識経験者 ◎◆石渡 和実 ○◇北本 佳子 △平岡 公一 △中島 修 | 東洋英和女学院大学名誉教授 昭和女子大学教授 東京通信大学教授 文京学院大学教授 |
| 区議会議員 武藤 まさひろ 山本 ひろこ 西村 ちほ 岩崎 ふみひろ | 目黒区議会生活福祉委員会委員長(R5.5.24～) 目黒区議会生活福祉委員会副委員長(R5.5.24～) 目黒区議会生活福祉委員会委員長(~R5.4.30) 目黒区議会生活福祉委員会副委員長(~R5.4.30) |
| 社会福祉関係者 △香取 寛 △松原 辰昭 △徳永 泰行 △長崎 隆 | 社会福祉法人奉優会理事長 目黒区障害者団体懇話会副会長 目黒区介護事業者連絡会会長 社会福祉法人目黒区社会福祉協議会事務局長 |
| 保健医療関係者 脇山 博之 吉田 敏英 寺田 友英 | 一般社団法人目黒区医師会副会長 公益社団法人東京都目黒区歯科医師会会長 一般社団法人目黒区薬剤師会代表理事 |
| 区内関係団体 今井 礼子 松崎 ひろ子 島崎 孝好 内川 とみ恵 王 美玲 岡村 矢恵子 | 目黒区住区住民会議連絡協議会地区委員 目黒区民生児童委員協議会会長 目黒区竹の子クラブ連合会会長 目黒区社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター協力会員 目黒区ミニデイサービス・ふれあいサロン連絡会副代表 めぐろボランティア・区民活動センター登録団体NPO法人発達相談支援協会 Lagom 代表 |
| 公募区民 我妻 美代 稲生 美登里 内海 祐利子 高井 成美 南部 英幸 | |

▼専門委員（任期：令和4年7月18日から計画改定にかかる審議終了まで）

| | |
|-------|---------|
| △岩崎 香 | 早稲田大学教授 |
|-------|---------|



あ行

◇ICT (アイ・シー・ティー)

ICTは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する言葉としてはITもあるが、ICTは、情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を強調した概念。

◇アウトリーチ

生活上の課題を抱えているが相談機関等へ出向くことができない個人や世帯に対して、訪問支援、当事者が行きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけること。

◇アウトリーチプログラム

芸術文化や教育の分野において、出前講座や出張コンサート、施設公開やホームページの充実等を指し、知識や情報の発信・普及を行う。

◇アクセシビリティ

障害の有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが様々な建物・施設やサービス、情報などを支障なく利用できること。

◇医療的ケア

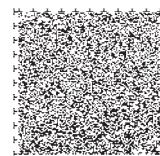
家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

◇医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

◇インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであり、障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。



インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

◇SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

◇オフィス・サポーター

障害のある人を対象とした職で、業務の支援や指導助言、作業内容の評価等を受けながら定型的な事務や軽作業を行っている。

か行

◇基幹相談支援センター

相談支援の中核的な機関として、相談支援事業所への総合的な相談対応、相談支援事業所等の各相談機関・関係機関とのネットワーク構築や地域の相談支援体制の強化及び質の向上に取り組む。

◇共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会。

◇強度行動障害

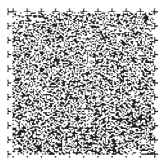
自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

◇国のガイドライン

認知症や知的障害その他の精神上的の障害等により判断能力が十分でない人に対して、意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために策定したもの。

◇国の基本指針

正式名称は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成等にあたって即すべき事項が定められている。



◇グループホーム

認知症高齢者や障害のある人が、食事提供その他の日常生活の支援や機能訓練等のサービスを受けながら、地域で少人数の共同生活を行う住宅。

◇権利擁護支援

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスが利用できるよう支援し、本人の権利を擁護すること。

◇広域生活拠点・地区生活拠点

目黒区都市計画マスタープランに位置付けている生活拠点。

広域生活拠点とは、商業・業務・住宅などの都市機能が集積し、また、鉄道や幹線道路などの交通基盤の結節点であり広域的な交通網でつながる拠点。

地区生活拠点とは、地域の暮らしに密着した商業機能等やコミュニティ活動の場として活用可能な公共施設等が整備され、日常的な活動や交流の中心となる拠点。

◇高次脳機能障害

事故による頭部外傷や脳血管障害など、脳の損傷等による後遺症等として生じる言語・思考・記憶・行動等の認知機能の障害のこと。

◇合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（社会における事物、制度、慣行、観念等）を取り除くために必要な配慮を行うことをいう。どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なる。

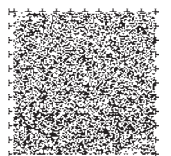
◇コミュニティ・ソーシャルワーカー

地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援するとともに、制度の狭間にいる人に寄り添い、地域の人とともに支援していくことを通して、個人の問題を地域共通の課題ととらえ、住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出していく地域福祉の専門職。「地域福祉コーディネーター」ともいう。

さ行

◇児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、児童発達支援（療育）が必要な子どもに対し、日常生活での基本動作や集団生活への適応訓練、知識技能の付与などを行う通所施設。児童発達支援を行うほか、保育所等訪問支援や障害のある子どもやその家族へ援助・助言を行う地域の中核的な支援機関としての役割を担っている。



◇社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障害のある人への偏見など）などがあげられる。

◇重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子ども。

◇住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」で示された住宅の確保に特に配慮を要する者。具体的には、低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯、外国人等を指す。

◇障害者週間記念事業

障害者基本法に定める障害者週間を記念して、障害のある人の日頃の活動を表彰し、障害福祉施設等の活動を広く区民に周知するとともに、障害の理解を深める機会を提供する事業をいう。

◇精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会

精神障害のある人の地域移行及び地域定着の推進のために、精神障害福祉・医療・保健等の関係機関が連携して情報交換や精神障害者退院相談支援事業についての検討を行う会。

◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

◇成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人について、自己決定を尊重しな

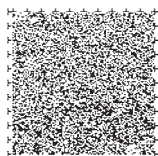
た行

◇地域生活支援拠点

障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり等の機能を備えた拠点となる施設。

◇地域包括ケアシステム

要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援体制のこと。



◇地域包括支援センター

すべての区民を対象とした保健福祉の総合相談を実施する「支援を必要とするすべての人を支える地域包括ケアシステムの地域拠点」と位置づけている機関。保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職が配置され、介護保険法で定められた業務（総合相談窓口、権利擁護、包括的・継続的マネジメント）のほか、保健福祉の総合相談、保健福祉サービスや介護保険認定申請の受付業務を実施している。

◇電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方と、そうでない方を、オペレーターが通訳して双方向を電話でつなぐ公共インフラサービス。サービスの提供は、総務省から「電話リレーサービス提供機関」の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスが行っている。

◇特別支援学級

学校教育法第 81 条により、次のように定められている。目黒区では、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害の固定学級と、難聴、言語障害の通級指導学級を設置している。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するための教育を行うものとする。

②小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの（③ 略）」

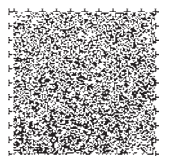
◇特別支援学校

学校教育法第 72 条では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定されており、児童・生徒の障害の程度が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する場合に入学が可能な学校である。

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するエリア・ネットワークの拠点となっている都立特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター校としての役割を担う。

◇特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。



は行

◇発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされる。

◇パラスポーツ指導員

障害のある人が安全で楽しくスポーツ・レクリエーション活動するための知識・理論・実技を身につけた指導員のこと。指導員資格には「初級」「中級」「上級」があり、公益財団法人日本パラスポーツ協会によって認定される。

◇バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくことをいう。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面である。

◇ピアサポート

悩みや障害などの問題を抱えた人自身やその家族が悩みを共有することや、情報交換のできる交流のこと。障害のある人の場合だけでなく、障害のある児童の親、がん患者、高齢者など様々な分野に広がっている。

◇ひきこもり

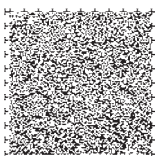
厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。

◇PDCA（ピー・ディー・シー・エー）サイクル

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

◇避難行動要支援者

高齢者や障害のある人などの「要配慮者」のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人のこと。



◇福祉教育

憲法に規定された基本的人権に基づき社会福祉問題を素材として学習すること。また、その学習を通して社会福祉制度、活動への関心と理解を進め、誰も疎外することなく共に生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動のこと。

◇ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、適応行動を目指す家族支援のアプローチの1つ。

◇ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムである。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

◇ペアレントメンター

自らも発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。相談者の話を聞き、気持ちに寄り添い共感することで、相談者の考えを整理することの手助けをする。

◇保育所等訪問支援

障害のある児童の通う保育所等に訪問し、障害のある児童の状況や環境に応じて集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスである。

ま行

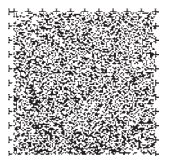
◇民生委員・児童委員

地域で生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ助言・調査などを行う。保護や援助が必要な人がいる場合は、関係行政機関に連絡するなど区民に最も身近な存在として活動している。

や行

◇ユニバーサルデザイン

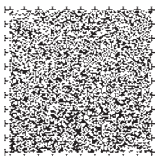
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。



ら行

◇レスパイト

介護をしている家族などが、要介護状態の人や障害のある人への福祉サービスの利用中、一時的に介護から解放されることで休息をとれるようにすること。



目黒区障害者計画
(第7期目黒区障害福祉計画)
(第3期目黒区障害児福祉計画)
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月発行
発行:目黒区
編集:目黒区障害施策推進課
〒153-8573
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話:03 5722 9848(直通)

印刷:株式会社地域計画連合

